

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成29年9月6日（第1日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから平成29年平泉町議会定例会9月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

はじめに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会9月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、監査委員から、平成29年5月分から7月分までの現金出納検査、平成29年度7月定期監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、教育委員会から平泉町教育委員会事務事業等に関する点検評価報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会9月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、定例会6月会議以降の報告事項については、印刷してお手元に配付したとおりですのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会議員から一関地区広域行政組合議会の報告を求めます。

一関地区広域行政組合議会議員、真竈光幸議員。

5番、真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

それでは、一関地区広域行政組合議会につきまして報告を申し上げます。

資料の51ページをご覧ください。

一関地区広域行政組合議会報告書。

一関地区広域行政組合議会について、その概要を次のとおり報告します。

平成29年9月6日。平泉町議会議長、佐藤孝悟様。一関地区広域行政組合副議長、升沢博子。議員、真竈光幸。

平成29年7月31日午前10時より、一関市役所議場におきまして、第34回一関地区広域行政組合議会定例会が開催されました。

付議事件といたしまして、認定第1号、平成28年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決

算の認定について、認定第2号、平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第4号、平成29年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）、議案第5号、平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）を日程としたし、会議が行われ、いずれも原案のとおり認定及び可決をされました。

認定第1号、平成28年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして報告をいたします。

資料の54ページの裏面、一般会計歳入歳出決算書の歳入をお開きをいただきたいと思います。

平成28年度一般会計歳入は、収入済みの金額のみ報告をいたします。

1款分担金及び負担金18億6,655万8,000円。2款使用料及び手数料2億711万4,495円。3款国庫支出金674万3,520円。4款財産収入586万6,108円。5款寄附金1万1,202円。6款繰入金7,491万1,009円。7款繰越金9,136万5,839円。8款諸収入1億5,330万699円。平成28年度歳入合計、24億587万872円となります。52ページ裏の歳入歳出決算総括表の収入済額で確認をいただきたいと思います。

次に、平成28年度一般会計歳出の支出済額について報告をいたします。

55ページ裏をご覧ください。

1款議会費196万56円。2款総務費1億4,113万7,346円。3款衛生費20億139万6,346円。4款公債費1億4,400万412円。5款諸支出金0円。6款予備費0円。平成28年度歳出合計22億8,849万4,160円となります。52ページ裏面の総括表で確認をいただきます。

平成28年度一関地区広域行政組合一般会計決算収支状況は、歳入総額24億587万872円、歳出総額22億8,849万4,160円、差引残高が1億1,737万6,712円となり、原案のとおり認定をされました。

なお、個別の項目につきましては、資料の57ページから68ページまでの事項別明細書にて確認をいただきたいと思います。実質収支につきましては68ページの裏面をご覧ください。

続きまして、認定第2号、平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明いたします。

資料の70ページ裏、71ページをご覧ください。

平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入決算額、事業勘定の収入済金額は、1款保険料25億8,973万3,286円。2款分担金及び負担金21億5,269万9,000円。3款使用料及び手数料17万4,300円。4款国庫支出金36億6,902万2,249円。5款支払基金交付金38億340万7,303円。6款県支出金20億3,101万3,793円。7款財産収入96万6,761円。8款繰入金2億6,849万5,000円。9款繰越金4億787万716円。10款諸収入272万6,251円。平成28年度事業勘定歳入決算額149億2,610万8,659円となります。

次に、歳出決算額、事業勘定の支出済額につきましてご説明いたします。

資料の71ページ裏面及び72ページをご覧ください。

1款総務費3億1,105万535円。2款保険給付費134億7,579万981円。3款基金積立金2億1,179万4,637円。4款地域支援事業費3億950万2,175円。5款公債費0円。6款諸支出金1億9,208万3,608円。7款予備費0円。

平成28年度事業勘定歳出決算額、145億22万1,936円となります。

歳入歳出差引残額4億2,588万6,723円となります。

なお、個別の項目につきましては、資料の75ページから83ページまでの明細書にてご確認をいただきたいと思っております。

ここでの留意点といたしましては、介護保険料の普通徴収における収入未済額が滞納繰越分を含めて6,285万8,104円、不納欠損額も1,586万7,825円となっております。原因につきましては、生活困窮による欠損額が1,345万395円と大半を占め、次いで死亡によるものが207万8,010円、所在不明が20万6,000円、転出によるものが13万3,420円であります。

介護保険財政の健全化と被保険者負担の公平さを確保するためにも、収入未済額の縮減に努力すべきであると思われまます。

平成28年度現在の一関広域行政組合管内の高齢化率は34.3%であり、要介護及び要支援認定人数も前年度から212人増え、9,812人となっております。介護保険サービス利用者も年々増加をいたし、介護保険給付費が対前年比0.9%と増加をしております。

人口減少と高齢化の進行により、介護保険給付の費用の増加が課題となっております。今後も平泉と連携した介護予防の推進と包括ケアシステムの構築が重要になるものでございます。

次に、介護保険特別会計歳入決算額、サービス勘定の収入済額をご説明いたします。

資料の72ページ裏面をご覧ください。

1 款サービス収入3,633万8,400円。2 款繰入金0円。3 款繰越金127万3,009円。4 款諸収入5万3,304円。平成28年度サービス勘定収入決算額3,766万4,713円となります。

次に、歳出決算額、サービス勘定の支出済額について説明をいたします。

73ページ裏をご覧ください。

1 款サービス事業費3,327万3,745円。2 款諸支出金127万3,009円。3 款予備費0円。

平成28年度サービス勘定歳出決算額3,454万6,754円となり、差引残額は311万7,959円となり、平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算は原案のとおり認定をされたものでございます。

なお、個別の項目につきましては、資料84ページから86ページをご参照いただきたいと思っております。

次に、議案第4号、平成29年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）についてをご説明いたします。

資料は106ページになります。

平成29年度一般会計の歳入歳出にそれぞれ1億2,076万1,000円を追加し、歳入歳出額をそれぞれ23億5,379万8,000円としたものであります。

歳入、4 款財産収入、1 項財産運用収入26万8,000円。6 款繰入金、2 項特別会計繰入金311万7,000円。7 款繰越金、1 項繰越金1億1,737万6,000円。歳入予算補正額合計1億2,076万1,000円。

歳出、2 款総務費、1 項総務管理費1億2,040万1,000円。3 款衛生費、2 項火葬場管理費36万

円。歳出予算補正額合計は1億2,076万1,000円であり、原案のとおり可決をされたものでございます。明細につきましては資料の107ページ、108ページをご参照いただきます。

次に、議案第5号、平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算につきまして説明いたします。

資料の109ページをご覧ください。

平成29年度の介護保険特別会計事業勘定、歳入歳出予算にそれぞれ4億906万4,000円を追加し、歳入歳出額をそれぞれ152億427万9,000円とするものであります。サービス勘定についても、それぞれ311万7,000円を追加し、歳入歳出額を3,950万円とするものであります。

資料の109ページ裏面をご覧ください。

事業勘定歳入、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金1,613万9,000円の減。7款財産収入、1項財産運用収入70万3,000円。8款繰入金、1項基金繰入金200万円の減。9款繰越金、1項繰越金4億2,588万6,000円。10款諸収入、2項雑入61万4,000円。事業勘定歳入予算補正合計4億906万4,000円となります。

次に、事業勘定歳出でございますが、4款基金積立金、1項基金積立金2億8,196万円。6款諸支出金、1項諸支出金1億2,710万4,000円。事業勘定歳出予算補正額は4億906万4,000円。

サービス勘定歳入は110ページ裏面をご覧ください。

3款繰越金、1項繰越金311万7,000円。サービス勘定歳入予算補正合計311万7,000円。

サービス勘定歳出、2款諸支出金、1項繰出金311万7,000円。サービス勘定歳出予算補正合計311万7,000円であり、平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計事業勘定歳入歳出補正予算並びにサービス勘定歳入歳出補正予算は、原案のとおり可決をされたものでございます。

個別の明細につきましては資料111ページから114ページ裏面をご参照ください。

最後の報告事項、主要な施策の成果に関する報告につきましては、資料の116ページから128ページに記載されてございますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上が一関地区広域行政組合議会定例会の報告であります。

なお、つけ加えまして、平成29年6月1日から3日までの3日間、兵庫県姫路市及び山口県防府市におきまして、ごみ焼却施設の先進事例の視察研修をまいりましたことをご報告申し上げます。今後のごみ処理施設の整備を進める上で、迷惑施設のイメージの払拭や処理方式と住民への配慮など、取り組んでいかなければいけない指針となるものであります。

大変長くなりましたが、一関地区広域行政組合議会についての報告は以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

これで一部事務組合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告をお願いします。

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、私のほうから行政報告を行います。大変多岐にわたっておりますので、かいつまん

でのご報告とさせていただきます。以下はお目通しをお願いしたいというふうに思います。  
129ページになります。

6月17日、町のいきいきシルバースポーツ大会が開催されております。本年は小島チームが優勝されていることでもあります。

6月18日になります。ふるさと平泉会の総会が東京で開催されております。議会の方々にもご出席をいただき、概ね100名の参加で開催されているところであります。

6月24日、平泉いきいき百歳体操交流会が開催されております。

6月27日になります。平泉町高齢者見守りに関する協定書の締結が行われております。

6月29日になります。平泉芭蕉祭全国俳句大会が開催されております。年々投句の数が増えておりまして、大変全国的にも注目されている大会ということになってまいりました。

6月29日、同じ日になりますが、平泉世界遺産の日平和の祈りが観自在王院跡で行われております。

7月1日、中興の祖氷室良珍氏の650年祭が開催されております。

7月5日になります。岩手県更生保護女性の集いが一関で開催されております。

7月10日になります。東京電力への損害賠償請求が盛岡、県庁で行われております。

7月16日になります。水かけ神輿、第21回を数えることになりました。本年も江東区から多くの方々に参加をいただき、地元の方々と一緒になって開催されているところであります。

7月18日になりますが、広域道路・国道284号整備促進期成同盟会総会、国道343号・広域幹線道路整備促進期成同盟会の総会、そして栗原北上線県道昇格促進協議会の総会が開催されております。

7月20日になります。町の農業委員会委員の辞令交付が行われております。

7月23日になりますが、町消防操法の競技大会が坂下の第2駐車場で開催され、雨の中ではありますが、各分団、大変気合の入った大会でありました。大変ご苦労さまでございました。

7月24日になります。栗原市・登米市・一関市・平泉町首長の懇談会が開催されております。栗原市で開催されております。

7月25日になります。地域支え合い学習会、地区の民生委員、そして区長をお願いいたしまして、新たな制度に対しての町での取り組み等も含めながら、学習会を開催させていただいたところでもあります。

7月27日になります。世界かんがい施設遺産登録記念の祝賀会が一関市で開催されております。おくのほそ道の風景地ネットワークの総会が秋田県のかほ市で開催されておりますが、来年は平泉町でその大会が開催されることになりました。

7月31日になりますが、町主催であります地域懇談会が、5月23日から1区を皮切りに始めさせていただきましたが、7月31日最終日になりますが、懇談会を終了させていただいたところでもあります。各地域からさまざまな課題を出していただきましたし、さまざまな意味のある、そういう意味では懇談をさせていただいたというふうに思っております。それをまとめたものを先日区長会で、全部の行政区の部分をご各長に集約したものをお渡しをし、そして自分の地域のみな

らず、他の地域での課題等々も目を通していただきたいということで、冊子にしてお渡ししたところであります。概ね町民400名ほどご参加をいただいたということになります。

8月5日になりますが、「平泉」世界遺産拡張登録に係る研究集会在東京で開催されております。

8月9日になりますが、既に国際交流員として職に就いていただいておりますが、辞令交付式が行われております。観光商工課でアメリカのアラスカ出身でありますサミュエルさんを8月からお願いしているところであります。

8月10日になります。平泉町戦没者追悼式が開催されております。

8月15日、平泉町成人式を開催いたし、79名の新成人をお祝いしたところでございます。

8月16日になりますが、恒例の大文字送り火祭りがありましたが、法要は開催されましたけれども、雨天のために8月20日になりますが、大文字送り火が開催されております。

8月21日になります。平泉の太陽光発電所竣工式が開催されております。土地関係者並びに代表者、そして関係する地元の区長さん方にもご出席をいただき、工事関係者出席のもとで開催されております。

8月22日になりますが、社会を明るくする運動標語入賞者の表彰式を平泉中学校で開催されております。187件の応募がありまして、最優秀賞に3点、優秀賞6点、優良賞15点の24点の表彰をさせていただいたところであります。

8月23日、県への要望会を議会とともに開催させていただいております。役場201会議室で行いました。21項目にわたる要望をさせていただいたところであります。

8月28日になります。企業ネットワークいわて2017 in 東京ということで、東京都千代田区で開催されております。180社の企業から出席をいただいております。県内では首長が参加したのが7自治体であります。

9月2日になります。リレーフォーライフ開会式が観自在王院で開催され、2日、3日の2日間24時間で開催したところであります。がんに打ち勝つ社会をつくる、そういう運動で、その運動を患者、そしてそれを支える家族、そしてそれを支える地域の皆様方が一堂に会しての大会ということになります。

9月5日、昨日であります。花泉中学校で一関地方の中学生のわたしの主張一関地区大会が開催されました。平中からは3年の佐藤永遠さんをご参加され、優良賞に輝いたところであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、三枚山光裕議員及び5番、真篋光幸議員を指名します。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会9月会議の会議期間は、本日から9月15日までの10日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から9月15日までの10日間に決定しました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思っておりますので、ご了承願います。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第3、請願第2号、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

請願第2号、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願について説明をさせていただきます。

請願者は、盛岡市中央町2-1-13、岩手県原爆被害者団体協議会ヒバクシャ国際署名をすすめる岩手の会、会長兼代表、伊藤宣夫さんです。

紹介議員は私、三枚山光裕、高橋伸二議員、佐々木一治議員、阿部圭二議員です。

請願の趣旨は、本年7月7日、核兵器禁止条約の国連会議で核兵器禁止条約が国連加盟国の3分の2に当たる122カ国の賛成で採択され、核兵器のない世界への歴史的一歩を踏み出しました。核兵器は人類史上初めて違法となりました。しかし、この会議に唯一の戦争被爆国である日本政

府は、核保有国と歩調を合わせ、参加しませんでした。

核兵器禁止条約は、7月の核兵器禁止条約の国連会議に参加しなかった核保有国や、その核の傘のもとにいる日本などが途中から参加する道も開かれています。請願は、核兵器が再び使われかねない危うい状態が続いている今だからこそ、核兵器の悲惨さを知る唯一の被爆国の政府として、1つ、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名すること、2つ、衆議院・参議院の両院ですみやかに核兵器禁止条約を批准すること、以上2つが請願項目です。

戦後、日本の原水爆禁止運動は核戦争阻止、核兵器全面禁止、廃絶、被爆者への連帯、この3つの柱を一貫して掲げ、不屈の運動を続けてきました。大国による干渉もあり、運動には困難もありましたが、平和と核兵器廃絶を願う日本国民の運動はその困難を乗り越えました。そして、今回の条約にはその内容が全面的に盛り込まれています。この条約は、戦後70年余の世界と日本の闘いがつくり出した条約だと言えます。

国連会議のホワイト議長は、核軍縮条約の中で、被害者への支援を明記したのはこの条約が初めてであり、核兵器はいかなる状況においても再び使われてはならないという意味が込められているとその意味を強調しています。

被爆者数は、ピークのとときに37万2,264人、ことし3月時点では16万4,621人、4割台になり、岩手では172人から28人へと2割を割りました。そして、被爆者の平均年齢は81.4歳と高齢となりました。今も苦しみは続いています。こうした被爆者の願いに応えるためにも、請願の採択が重要だと考えます。深い請願審査をお願いいたしまして、以上、紹介議員としての説明といたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託し、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願は、総務教民常任委員会に付託して審査することに決定しました。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第4、報告第7号、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、日程第5、報告第8号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを一括議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）



それでは、はじめに報告案件2件につきまして説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

報告第7号、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告しようとするものでございます。

専決処分をした年月日、平成29年7月3日。

損害賠償及び和解の相手方、住所、盛岡市内丸10-1、氏名、岩手県、代表者、岩手県知事、達増拓也。

損害賠償の額、12万3,595円。

和解の内容、損害賠償の額を左記のとおりとし、ともに今後本件に関しては異議を申し立てない。

損害賠償の原因、臨時的任用職員運転の大型スクールバスが相手方の公用車と対向し、すれ違う際、停車した相手方車両の右後方側面にバス右側面を接触させ、破損させたもの。

次に、議案書2ページをお開きください。

報告第8号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告しようとするものでございます。

裏面をお開きください。

はじめに、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、赤字はございません。実質公債費比率は9.3%、将来負担比率は48.9%でございます。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計及び簡易水道事業特別会計並びに下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、いずれにおいても資金不足はございませんでした。

以上のとおり報告をさせていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

次に、監査委員から、平成28年度財政健全化審査意見書及び平成28年度経営健全化審査意見書について報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告願います。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

それでは、あらかじめお渡しの別冊、平成28年度平泉町財政健全化・経営健全化審査意見書をご準備願います。

私と議選監査委員佐々木雄一氏の両名で行いました審査結果をご報告申し上げます。

3ページをご覧願います。

審査の結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、いずれも早期健全化基準以下の比率であり、良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

続いて、5ページをご覧ください。

平成28年度経営健全化審査意見書についてでございます。

審査の結果、水道事業会計、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業の各特別会計の資金不足比率は、経営健全化基準以下の比率であり、良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告いたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

報告第7号の専決処分に関してでございますが、賠償額の決定をされた月日というのはいつなのでしょうか。専決処分をしたのが7月3日ということなのですが、7月には10日に7月会議が開催をされているわけでありまして。そうしますと、損害賠償の額が決定された年月がいつなのかということがちょっと焦点になるのですが、お答えいただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

損害賠償に関する決定の日付が平成29年7月3日付でございますが、その日に専決処分をしたものでございます。その後、この損害賠償につきましては、スクールバスがリース物件ということでございますが、支払いについてはそちら、リース会社から直接相手方である県のほうに支払いということになります。この損害賠償に関する報告が7月12日付の文書で参りました。うちのほうで受け付けたのが7月14日ということでございますので、今回の報告となったところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

すみません、7月3日に賠償の額が決定をされて、12日付文書で本町に通知をされた。そこにタイムラグがあるのですが、こういうことってのは通常起こり得ることなのではないでしょうか。少なくとも損害賠償額をいくらにするかというのは、第三者というか弁護士なども含めて、そういう方々が介在して双方協議の上で一定の合意点というのがつくり出されていくと思うのですが、そのことについてちょっと流れをお知らせいただけますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

今回の案件につきましては、まずはじめに、事故の概要でございますが、4月22日に西行桜の森まつりの長小児童を迎えに行く途中というところで、午前11時40分ごろに発生した事故でございます。パイロット道路から木工芸館に上っていく坂道のカーブのところ、下ってきた県の公用車とうちの小型のスクールバスが接触したものでございます。

その後、保険業者、それから県とうちのほうということでございますが、損害賠償に関する協議につきましては、リースを委託しております東京海上日動火災保険会社とあとは県のほうとの話し合い等々によって、7月3日に示談をしたというところでございます。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

6 番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

今のお話を伺いますと、専決処分をしなければならなかった緊急性というのほどこにあったのでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解については、首長が専決処分をして、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告することが適当であろうということで、和解に関しては専決処分をして報告をしたものでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

6 番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

私はですね、自治法の第180条第1項云々の議論を求めるのではなくて、本議会は通年議会になっておるわけですよ。そして、今次長からの答弁を聞けば、7月3日には相手方との和解も、和解というか損害賠償額も確定をしてたというときに、7月10日の会議が招集を既にされているわけなのです。なぜそこで、報告をして専決処分を回避できなかったのか。何のために通年議会をしているのか。専決処分などについては、極力この通年議会制度を導入した中では、回避できるし回避しなければいけないということだというふうに思うのです。いかがですか。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

確かに7月会議の開催はありましたけれども、3日の専決したことの連絡が確かにタイムラグ、時間差がございまして、文書の日付が12日付で、うちのほうに届いたのが14日ということで、今回の報告としたこと、この辺のところについては、確かに時間差がちょっとあったのかなというところでございますが、それで今回の報告とさせていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

次に進行いたします。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第6、認定第1号から日程第14、認定第9号までの平成28年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定について、認定案件合計9件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、認定案件9件についてご説明を申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

認定第1号、平成28年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度平泉町一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、4ページをお開きください。

認定第2号、平成28年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、5ページをお開きください。

認定第3号、平成28年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、6ページをお開きください。

認定第4号、平成28年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、7ページをお開きください。

認定第5号、平成28年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、8ページをお開きください。

認定第6号、平成28年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、9ページをお開きください。

認定第7号、平成28年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、10ページをお開きください。

認定第8号、平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、11ページをお開きください。

認定第9号、平成28年度平泉町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度平泉町水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員から、平成28年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の決算審査意見についてを報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告願います。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

私と議選監査委員佐々木雄一氏の両名で決算審査を行いました。その結果について報告いたします。

それでは、お手元の資料、平成28年度平泉町歳入歳出決算審査意見書に基づき説明いたします。表紙をめくり、目次ページに記載の平成28年度歳入歳出決算総括表をご覧ください。

一般会計歳入の不納欠損額は271万288円となっています。平成27年度は150万3,814円でしたので、前年度比120万6,474円、80.23%の増となりました。収入未済額3,285万6,658円には未収入特定財源749万6,000円が含まれていますので、実質収入未済額は2,536万658円となり、前年度比674万9,670円の減でした。

なお、特別会計歳入歳出決算状況は11ページ以降に記載のとおりですので、お目通し願います。それでは、3ページをお開き願います。

第1、平成28年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書に基づいて報告いたし

ます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、平成28年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類を審査した結果は以下のとおりです。

1、審査の対象につきましては、(1)平成28年度平泉町一般会計から、(8)平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計までを対象といたしました。

2、審査の期間は平成29年8月1日から8月18日までの間で実施しました。

3、審査の方法は、ここに記載のとおり、(1)から(4)まで従来と同じ方法で行いましたので、お目通し願います。

4、審査の結果でございます。

平成28年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査した結果は次のとおりです。

(1)現金の保管状況、有価証券、出資金等の計数は、関係帳簿、証拠書類及び指定金融機関の収納支出の各計数と合致しており、正確と認められます。

(2)予算の執行は、議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われたものと認められます。

審査結果の講評です。

(1)収入未済額の組織的な圧縮。

平成28年度の町税の現年度課税及び滞納繰越分を合わせた収入未済額は2,268万9,290円となり、徴収率は97.1%でした。前年度と比較すると、収入未済額は622万8,731円減少し、徴収率は0.7ポイント増加しました。収入未済額の主なものは固定資産税1,291万1,948円で、全体の56.9%を占めていました。

全ての税目における徴収率増加及び国民健康保険税における県内第3位の徴収率は、税務課職員の日ごろからの地道な努力の成果であり、評価に値するものです。納税環境としては依然として厳しい社会情勢の中ではありますが、町税は歳入の根幹をなすものであり、同時に税負担の公平を確保するためにも、さらなる努力を望みます。

また、税務課職員はもとより、使用料等の徴収業務にあたる各課職員も、研修等により積極的に実務能力の向上を図り、税外債権の圧縮に向けて組織的な対応の強化を検討してください。

(2)時効を意識した徴収。

平成28年度の不納欠損額の総額は434万6,288円となり、前年度に比べ219万8,774円増加しました。不納欠損処理の内訳は、町民税が5人、17万3,495円、固定資産税が17人、198万9,080円、軽自動車税が4人、3万2,800円、国民健康保険税が4人、163万6,000円、町営住宅使用料が1人、16万7,200円、雑入が1人、34万7,713円となり、過去5年間で最も高額となりました。

不納欠損に至らないよう、滞納初期の対応が極めて重要であり、滞納者の実態調査や財産調査を進め、徴収可能な債権と徴収不能債権を整理し、資力等がないと判断した場合には早目の執行停止を決定するなど、漫然と時効完成を待つことがないように、時効を意識した徴収に努めてください。

(3)時間外勤務の圧縮。

平成28年度の時間外勤務は3,946万8,661円となり、前年度に比べて224万9,431円増加しました。

行啓対応、選挙事務及び世界遺産5周年事業等のイベント対応による増加が主なものでした。課ごとにおいては、総務課、税務課、農林振興課で全体の43.2%を占めており、対前年度比較では総務課、長島保育所、文化遺産センターの増加率が高くなっていました。

時間外等勤務は事前命令が原則となっています。管理職が業務状況を把握し、専門知識の必要性を理由に一人の職員に負担がかかる現状の改善に努め、時間外勤務手当の予算、執行上の人事管理及び健康管理の両面から、全庁的な時間外勤務の圧縮に取り組んでください。

#### (4) 大型事業と財政計画。

人口減少にあわせて生産年齢が減少している現状で、(仮称)平泉スマートインターチェンジ整備事業や社会教育施設整備などの大型事業が控えており、財政健全化に配慮しつつ事業を進める必要があります。償還財源の確保を図るとともに、次世代への負担軽減に配慮した財政計画に努めてください。

次に、5、審査の総括的意見ですが、特に地方自治法第2条第14項で定めている、「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」を基本的な視点にして進めました。

当町の各会計の予算及び収入、支出額の決算係数について、関係帳簿及び証拠書類を照査し、係数を突合、さらに係数の根幹をなす事項及び社会的関心度の高い事項についてヒアリングを行い、審査した結果、おおむね適正な処理と認められました。

このほか、各課へ平成28年度運営方針のチェック表の提出を求め、運営状況、施策の実施状況、今後の方針等についても説明を受けました。

各課が取り組んだ主な活動を1から12まで列記しましたので、お目通し願います。

次に、7ページ、6、審査の個別的意見に移ります。

#### (1) 一般会計。

平成28年度一般会計の決算額は、表にお示しのとおり、前年度対比、歳入総額11.66%増加、歳出総額も12.20%の増加で、差引額は5.18%減少の決算結果でした。

ア、歳入をご覧ください。

歳入に見る自主財源の割合は14億5,890万円、28.6%、依存財源は36億4,479万6,000円、71.4%、自主財源は前年度比2億6,845万7,000円、22.6%の増加でした。

8ページ、町税収納状況の推移表をご覧ください。

平成28年度町税は8億3,687万8,818円で、前年度比3,968万8,905円、4.98%増となりました。町民税は前年度比1,327万3,449円、4.66%の増加。固定資産税も2,303万8,997円、5.68%の増加。たばこ税は155万7,546円の減少となりましたが、軽自動車税、入湯税は前年度比プラスとなりました。収入未済額は2,268万9,290円で、前年度比622万8,731円、21.54%の減少となりました。

町税は町の主要財源であり、税負担の公平性の観点からも、滞納の発生抑制、滞納発生時の早期対応、慢性化した滞納への適切な対応を基本に、普段から収入未済額の圧縮に努力していただき。収入未済額の中には今後不納欠損に結びつくものが含まれているものと思われませんが、資産の差し押さえを含めた積極的な徴収に努めてください。

9 ページ上の表、町債収入の推移をご覧ください。

平成28年度の町債収入は4億5,500万円で、前年度対比6,760万円の増、歳入合計のうち町債の占める割合は6.54%で、町債割合は0.50ポイント増でした。

次に、イ、歳出をご覧ください。

平成28年度一般会計歳出の総額は49億6,877万3,261円で、前年度に比較して5億4,014万3,323円増で、12.20%増の歳出規模となりました。

今年度における歳出の主なものとしては、民生費11億7,777万6,097円、総務費6億7,999万6,670円によるものでした。

9 ページからの繰出金の状況表をご覧ください。

一般会計から特別会計への繰出金は3億1,521万5,911円で、前年度に比較して397万357円減となりました。

なお、平成28年度の一般会計繰越明許費として、次のとおり、1,262万3,000円が翌年度に繰り越しとなりました。

10ページ中段、性質別歳出の状況表をご覧ください。

平成28年度の消費的経費の総額は29億408万3,000円で、前年度に比べて2億5,111万8,000円増の9.5%増となりました。人件費については4万3,000円増となりました。補助費等は9,001万3,000円増の14.8%増となりました。

また、その他の経費では、投資的経費が4億2,972万5,000円増で73.8%増、公債費は1,183万1,000円増で2.3%増、繰出金は260万8,000円増で0.6%増となりました。

11ページ上段、公債費支出の推移をご覧ください。

平成28年度一般会計及び特別会計の歳出合計金額は67億388万2,144円で、公債費合計金額は7億9,933万8,809円でした。公債費支出の割合は11.92%で、前年度対比0.99ポイント減となりました。

町債・企業債未償還残高表では、平成28年度末における平泉町の町債、企業債の未償還残高は88億730万3,000円、前年度対比2億3,512万9,000円減、町民1人あたり112万2,000円となりました。

11ページ下段、(2)特別会計をご覧ください。

平成28年度の特別会計は、国民健康保険特別会計ほか6会計で、その決算状況は次表のとおりでした。

なお、公営企業の特別会計は、基本的に事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うことを原則にしています。

主な特別会計について報告いたします。

ア、国民健康保険特別会計の要点について報告いたします。

平成28年度の収入済額は10億1,652万6,378円で、前年度に比較して7,758万783円減の7.09%減となりました。また、支出済額は9億2,337万4,733円で、前年度に比較して7,646万7,137円減の7.65%減となりました。



平成28年度末の国民健康保険税の収入未済額は2,487万6,538円で、前年度に比較して751万8,747円減となりました。また、平成28年度末の調定額2億377万7,185円に対する収入未済額の割合は12.21%で、前年度の割合15.47%を3.26ポイント下回りました。また、不納欠損額は163万6,000円で、前年度に比較して99万2,300円増となりました。

負担の公正性・公平性及び行政に対する信頼性の観点からも、滞納発生の防止対策、滞納整理の早期着手など、計画的な徴収対策を行い、また、時効中断等による不納欠損の抑制など、収納率向上を図るよう積極的に取り組んでください。

イ、後期高齢者医療特別会計。

平成28年度の収入済額は7,956万4,845円で、前年度に比較して221万3,820円増の2.86%増となりました。支出済額は7,869万9,472円で、前年度に比較して242万1,720円増の3.17%増となりました。

平成28年度末の後期高齢者医療保険料の収入未済額は14万6,200円で、前年度に比較して4万2,900円減となりました。

ウ、健康福祉交流館特別会計。

平成28年度の収入済額は6,568万426円で、前年度に比較して49万8,789円増の0.77%増となりました。また、支出済額は6,248万9,731円で、前年度に比較して70万5,091円増の1.14%増となりました。

平成28年度の入館料は3,595万3,250円で、前年度に比較して115万8,700円増の3.3%増となりました。入館者数は9万9,651人で、前年度に比較して5,929人増の6.33%増となりました。

一般会計からの繰入金は1,799万4,000円で、前年度に比較して214万円減の10.63%減となりました。

エ、町営駐車場特別会計、オ、下水道事業特別会計、カ、農業集落排水事業特別会計、キ、簡易水道事業特別会計は、記載のとおりですのでお目通し願います。

14ページ、7、財産に関する調書について報告いたします。

(1) 土地。

町有地の地積は778万727平方メートルで、前年度比1万6,590平方メートル減少しました。

(2) 建物から(6)基金までの項目について、関係帳簿と突合の結果、計数は正確でした。株券及び出資金、出損金等についても、現物を確認した結果、残高は正確で保管も適正に処理されておりました。

15ページ、第二、平成28年度平泉町基金運用状況審査意見書について報告します。

4、審査の結果。

各基金とも関係帳簿と証拠書類を照合し、金融機関が発行する預貯金残高証明書とも突合して審査した結果、基金の設置目的に合致した運用がなされており、基金の保管管理も適正に行われていました。計数は正確であり、全般にわたり適正に運用管理されているものと認められました。

31ページ、第三、平成28年度平泉町水道事業会計決算審査意見書をご覧ください。

1、審査の対象から4、現場点検の実施までは記載のとおりですので、お目通し願います。

32ページ、5、審査の結果につきましては、(1)から(5)に記載どおり、適正な事務処理と認められました。

33ページ、6、審査の総括的意見。

(1)平成25年度から平成28年度までの純利益の推移では、表に掲載のとおり、利益には増減はありますが順調に利益を計上しております。

(2)業務量では、年間総配水量68万2,228立方メートルに対し、年間有収水量54万9,405立方メートルと、年間有収率は80.53%、対前年度比0.74ポイント増となりました。特に有収率の維持には十分留意願います。

(3)今年度の事業収入に関する事項の給水収益、税込みの収入済額は1億5,654万1,441円、収納率98.82%で、収納率は対前年度比0.09ポイント増となりました。また、未収入額は187万4,336円、現年度は186万6,647円、過年度は7,689円となりました。

平成27年7月から料金改定を実施し、給水収益調定額は増加し、収益も順当に入りました。また、日ごろの徴収努力により、未収の発生額が減少しました。今後とも早期の納付相談や給水停止等を含めた積極的な滞納整理対策を継続し、新たな未収の発生防止と未収金の早期回収に努めてください。

水道事業の運営は料金改定により順調です。しかし、人口減少により使用料の増加が見込めない状況での設備の維持修繕については、アセットマネジメント、すなわち資産管理の結果を分析、活用し、老朽化した配水池対策を含めた全体計画を整備されるようお願いいたします。

鉛製給水管対策は、平成28年度から10カ年計画で行われています。計画の前倒しも含め、利用者の安全・安心な水道となるよう、早期の改修をお願いします。

水道法の水質基準はクリアしていても、より一段高い品質になるよう改善に努力をしてください。

工事施工における安全管理について、工事事務の予防保全に努め、現場に即した安全管理をさらに徹底してください。

34ページ、7、審査の個別的意見につきましては(1)から(7)に記載どおりですので、お目通し願います。

以上で意見書の説明を終わります。ありがとうございました。

議長(佐藤孝悟君)

以上で監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

本案については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第9号まで、平成28年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特

別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定について、認定案件合計9件については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

---

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

---

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

日程第15、議案第40号、財産の取得に関し議決を求めることについて、日程第16、議案第41号、財産の取得に関し議決を求めることについて、日程第17、議案第42号、平成28年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてまでの事件案件3件、日程第18、議案第43号から日程第25、議案第50号までの補正予算案件8件、以上合計11件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、事件案件3件、補正予算案件8件についてご説明申し上げます。

12ページをお開きください。

議案第40号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり財産の取得をするため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

取得する目的、（仮称）平泉スマートインターチェンジ関連駐車場事業。

取得する財産、種別、土地。所在、平泉町平泉字祇園185番地1ほか1筆。数量、5,394.58平方メートル。

詳細内容、内訳は別紙のとおりであります。

取得の方法、買い入れ。

取得価格、2,481万5,068円。

契約の相手方の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次に、13ページをお開きください。

議案第41号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

取得する目的、老朽化した小型動力ポンプ付積載車を更新し、町の消防防災力の強化を図るこ

とを目的とする。

取得する財産、小型動力ポンプ付積載車1台。

契約金額、777万6,000円。

契約の相手方、住所、岩手県一関市山目字中野34番地2。氏名、株式会社古川ポンプ製作所一関支店、支店長、相澤善弘。

納入期限、平成30年1月31日。

納入場所は平泉町役場でございます。

次に、14ページをお開きください。

議案第42号、平成28年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

平成28年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金4,536万6,876円のうち、2,000万円を資本金に、500万円を減債積立金に、1,700万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余を繰り越すものとするものでございます。

提案理由でございますが、平成28年度平泉町水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案しようとするものでございます。

次に、15ページをお開きください。

議案第43号、平成29年度平泉町一般会計補正予算（第3号）でございます。

平成29年度平泉町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,889万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,462万9,000円としようとするものでございます。

次に、26ページをお開きください。

議案第44号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成29年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ775万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億250万円としようとするものでございます。

次に、31ページをお開きください。

議案第45号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,036万4,000円としようとするものでございます。

次に、33ページをお開きください。

議案第46号、平成29年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,518万6,000円としようとするものでございます。

次に、35ページをお開きください。

議案第47号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ432万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,592万7,000円としようとするものでございます。

次に、38ページをお開きください。

議案第48号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,600万5,000円としようとするものでございます。

次に、41ページをお開きください。

議案第49号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度平泉町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,384万6,000円としようとするものでございます。

次に、44ページをお開きください。

議案第50号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度平泉町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ290万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億800万7,000円としようとするものでございます。

以上、提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第15、議案第40号から日程第25、議案第50号まで、ただいま説明のあった議案については、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号から議案第50号まで、事件案件3件、補正予算案件8件、以上合計11件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

---

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

---

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

町長より発言の申し出がございましたので、それを許します。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、一般質問に入る前に、発言の機会をお許しをいただいたので、まずは感謝したいと思います。

1点お詫びを申し上げたいというふうに思います。

先ほど高橋伸二議員からのご質問であります、報告第7号であります。損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についての案件のときに、高橋伸二議員からの質問、ご指摘がありましたが、従来平泉町の議会には、専決処分をした場合は直近の議会に報告することというふうにしてまいりました。そういう中で今回の案件ですが、7月3日に専決しているにもかかわらず、7月10日の会議に報告をしなかった、報告を怠ってしまいましたことは大変申し訳なく思っております。心からお詫びを申し上げたいと思います。

今後このようなことがないように、事務手続も含め、綱紀粛正を図りながら執行させていただきますので、特段のご理解を賜りたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、日程第26、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告1番、真竈光幸議員、登壇、質問願います。

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

質問通告1番、真竈光幸であります。

今回通告しています質問は3件であります。

1件目の質問は、熊の目撃情報の周知についてであります。

ことしも熊の相次ぐ目撃情報や鶏厩舎や家屋への侵入などの被害が続出しております。夏の繁殖期を終えて小熊が単独行動に出る時期になりました。引き続き注意と警戒、住民への出没情報周知の徹底が望まれるところでございます。特に児童たちへの周知の方法について見解を伺い

ます。

2 件目の質問は、災害への備えについて、5 項目の質問をいたします。

1 つ目は、予測のつかないゲリラ的集中豪雨や、過去に経験のない記録的な大雨被害が相次いでおります。今後の当町における水防体制、対策を伺います。

2 つ目に、地震災害時、老朽空き家が倒壊した場合の瓦れきの撤去の法体系を伺います。

3 つ目に、住民に対しての避難準備情報、勧告、指示までの手順とその判断基準を伺います。

4 つ目に、ため池の下に居住する家屋で避難路がとれない地域があります。大雨時にも孤立するおそれがあり、生活道の幅員拡張、町道への接続をする必要があります。こうした地域の町道の改善、改良計画の是非を伺います。

5 つ目に、危機管理教育や訓練は学校に必要と考えますが、見解を伺います。

3 件目の質問は、認定こども園について伺います。

保育園、幼稚園教育の今後の方向について、3 項目の質問をいたします。

1 つ目は、認定こども園制度がつくられた背景の認識を伺います。

2 つ目に、こども園へ移行することへの課題は何か伺います。

3 つ目に、幼保一元化との違いをどう思うか伺います。

質問は以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、真竈光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1 番の熊の目撃情報周知についてのご質問にお答えをいたします。

当町の熊の出没については、県内の状況と同様の推移を示しており、平成23年の東日本大震災以降に大幅に増えている状況であります。さまざまな要因が考えられますが、近年の地球温暖化や耕作放棄地の増加など、他の野生動物と同様であり、議員ご指摘のとおり、夏の繁殖期を過ぎ秋を迎えますが、その後冬場まで引き続き注意と警戒を行っていかねばなりません。

なお、両小学校、中学校へは、教育委員会を通じて直接電話連絡を行うほか、ことし7月には熊目撃情報マップを作成し、役場のロビーと各学校合わせて4カ所に設置して、町民の皆さんや児童生徒の皆さんに最新の情報を提供しているところであります。

今後とも、町猟友会と情報共有を図りながら、熊の出没情報については状況確認後に速やかに防災無線で周知を図るなど、引き続き住民への注意喚起を促してまいります。

次に、2 番の災害の備えについてのご質問、予測のつかないゲリラ的集中豪雨や過去に経験のない記録的な大雨被害が相次いでいる、今後の当町における水防体制、対策を伺うのご質問にお答えをいたします。

近年、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化するなど、あきらかに雨の降り方が変化しております。本年も九州北部豪雨を初め、秋田県や本県においても7月23日から24日、8月25日による大雨において災害が発生しております。本町におきましても、7月と8月の北上川上流域による

大雨により、北上川の水位上昇に伴い、農地の冠水、道路の冠水等の被害を受けております。

こうした状況を踏まえまして、住民への的確な情報提供、関係機関との情報共有など、差し迫った判断を求められていると考えております。

このような状況下では、気象情報、河川情報、土砂災害警戒情報等の情報を的確に捉えることが必要であります。連絡体制の強化として、緊急時のホットラインを盛岡地方气象台、岩手河川国道事務所、県南広域振興局土木部一関土木センターと結び、緊急時の連絡体制の整備を行いまして、避難情報の発信に遅れることのないよう努めております。

また、水防活動におきましては、一関西消防署平泉分署の指導のもと、5月に消防団と自主防災組織連絡会の水防訓練を行い、同月には岩手河川国道事務所、県、その他関係機関と合同で北上川の重要水防合同巡視を行い、現場において情報共有を行っております。

さらに、本年作成を予定しております防災マップを活用して、北上川の新たな浸水想定区域、土砂災害警戒区域、防災の心構えなどの周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、地震災害時、老朽空き家が倒壊した場合の瓦れきの撤去の法体系を伺うのご質問にお答えをいたします。

地震災害時に老朽空き家が倒壊した場合の瓦れきの撤去の法体系については、基本的には所有者が撤去を行うものでありますが、公道へ倒壊した場合は、道路法第44条の2の規定により、個人所有のものであってもそれぞれの道路管理者が撤去等の措置を行うことが可能となり、その費用は同条第7項の規定により所有者に費用負担を求めることとなります。また、道路以外の敷地に影響を与える場合につきましては、災害対策基本法の応急処置等の規定により、個人所有のものであっても措置を行うことができ、所有者に費用負担を求めることとなります。

次に、住民に対して避難準備情報、勧告、指示までの手順とその判断基準を伺うのご質問にお答えをいたします。

住民に対する避難情報についてであります。避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示と3段階ございます。いずれの避難情報についても、防災行政無線、緊急速報メール、ホームページ、テレビ等の手段を通じまして伝達することになります。

避難情報の判断については、河川による浸水被害と土砂災害によるものと、基準を設けており、気象情報、河川の水位、土砂災害警戒情報などを総合的に判断して、必要な避難情報を発令することとしております。

次に、ため池の下に居住する家屋で避難路がとれない地域があり、大雨時にも孤立するおそれがある、生活道の幅員拡張と町道へ接続する必要がある。改善、改良計画の是非を伺うのご質問にお答えをいたします。

安全・安心な道路環境の整備に向けて、現道状況、緊急度、環境性、整備コスト、整備効果、周辺環境、地域バランスなどを考察した中で、優先度を見極めながら効率的、効果的な道路整備を進めており、町道田向線道路改良につきましては、総合計画の実施計画に係る事業計画に現在記載されてはおりません。

町道田向線の東側にあります丸森下ため池は、防災重点ため池に指定されており、浸水想定区



域図に避難場所及び連絡体制等の情報を明示したハザードマップを今年度に策定する予定であります。そのハザードマップを活用し、地域住民の防災意識の普及徹底、災害時には適切な災害情報の発信、また地域防災計画等への反映に努めてまいります。

次に、危機管理教育や訓練は学校に必要と考えるが見解を伺うのご質問につきましては、後ほど教育長から答弁をさせます。

次に、3番の認定こども園についてのご質問であります。

認定こども園制度がつくられた背景への認識を伺うのご質問にお答えをいたします。

幼稚園と保育所はその目的と役割を踏まえても、それぞれの社会的なニーズに応じて機能してきましたが、核家族化や共働き世帯の増加、働き方の多様化などを背景に、幼稚園の時間的制約や、保護者の就労が保育所の入所要件となること、あわせて保育所に入れない待機児童の問題などについて改善を求める声が高まってきました。また、幼稚園、保育所において預かり保育や子育て支援を導入するなど、互いの機能が似通ったものになってきており、縦割り行政の解消や、家庭環境にかかわらず、同じ保育と教育を受けることが本来望ましいという考えが強まってきました。また、一部の自治体においては、早くから幼稚園、保育所の一体的な運営を行ってきており、幼稚園、保育所の制度の違いを超えた施設運営について模索が続けられてきたことも、制度創設の背景にあるものと考えられます。

このような幼稚園と保育所の統合が求められる中、両者の制度を残した上で幼保一体的な運営を行う総合施設として、認定こども園の制度が創設されたものと考えています。

次に、こども園へ移行することへの問題点は何かを伺うのご質問にお答えをいたします。

認定こども園に移行するためには、都道府県が条例で定めている基準を満たし、認可を受ける必要があります。

認可基準には職員配置基準、保育室等の面積基準、園庭の設置、調理室の設置等の基準があり、幼保連携型認定こども園の場合、幼稚園、保育所のそれぞれの高い水準を引き継いだ基準となっています。また、近隣の公立の認定こども園の状況を見ると、他の公立の幼稚園、保育所と同様に、施設型給付費はなく公費で運営されています。一方、3歳以上の子どもの教育時間は学級を編成し、専任の保育教諭を配置することとなっており、親の就労の有無にかかわらず教育、保育を受けることが可能となります。

次に、幼保一元化との違いは何かを伺うのご質問にお答えをいたします。

幼保一元化は、幼児の交流や施設の相互活用などを通じて、幼児の教育、保育を進めていくことであり、幼稚園と保育所の現行制度を前提として、可能な限り両施設の一体的な運営を目指す運営上の一形態と考えております。

これに対して認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく施設であり、保護者の就労の有無等にかかわらず入園が可能な施設となっております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私からは、学校における危機管理教育や訓練の必要性についてのことについてお答えをいたします。

危機管理教育や訓練は必要であるというふうに考えます。

改めて危機管理とは、身の回りに起こり得るさまざまな危険から自分や家族を守るための知識や方法を学び、備えをすることです。事件、事故、大きな災害などは、私たちの全てに等しく降りかかる可能性があり、決して他人にしか起きない悲劇ではありません。しかし、毎日の暮らしの中で危機を意識し学び備えることで、被害を最小限にしたり危険を回避することができるものと考えます。そのための大切な学習機会として、危機管理教育や訓練は必要であるわけです。

危機管理教育といたしましては、岩手県教育委員会が防災復興教育の一環として東日本大震災を教訓に作成した復興教育副読本「いきる かかわる そなえる」を、町内全小中学校が活用しながら指導教育を行っているところであります。

その内容といたしましては、郷土を愛し、その復興、発展を支える人材を育成するために、各学校の教育活動を通して3つの教育的価値を育てること、すなわち、生きる、かかわる、備えるの3つのキーワードに基づき、かけがえのない命ややり抜く強さ、ボランティア、学校・家庭・地域での日ごろの備えなど、具体の21項目について指導しております。

訓練については、町内小中学校において年間指導計画の中に位置付け、地震や火災を想定した避難訓練を年に複数回行っております。災害発生時における全児童生徒の安全を守るため、また児童生徒自身の安全に対する意識の高揚と行動力の育成を目的に、その都度年度ごとに内容見直しを行いながら、意図的、計画的に訓練を行っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

それでは、再質問をさせていただきます。

さきに議長に許可をいただきまして、資料を配付させていただきました。お手元の配付資料をご覧いただきたいと思います。

農林振興課におかれましては、さきの地域懇談会の要望で本庁に対応していただいた出没状況地図が、①の町民ホールに掲示してあるものであります。②の1が他自治体の掲示状況であります。地図そのものは同じ縮尺のものでサイズも同一であります。

まず、見出しが見る人の注意を喚起させるという意味合いからも、当町のものは見出し、キャプションとも非常に小さい。住民に見せる、知らせる目的で掲示しているには、ちょっとおとなし過ぎるのかなという感想を持っております。

ここの北上市中央図書館、公式に取材をさせていただき、許可をいただき撮影したものである

ことをお断りをしておきます。

ここの掲示では、まず知らせる事柄と目的がはっきり意思表示されていることの違いがわかると思います。裏面の②の3をご覧ください。なおかつ、予防と対策がはっきりと示されておりま  
す。学校で言うところの板書ですね、掲示目的が効果的に表現されています。

まず、この違いを見ての感想を伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

ただいまの北上市の図書館で掲示されている熊出没位置図です。これと当町のものとの比較で  
すけれども、確かに議員ご指摘のとおり、北上市の図書館のほうがはっきりわかるというふうな  
ことを感じております。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

次に、②の4番を見てください。出没目撃情報の詳細であります。掲示の仕方としまして、出  
没した地区からの情報を細かに伝達しております。

①に戻りますと、当町の町民ホールに掲示されているものの掲示では、地図上に出没シールが  
張られてはいますが、何時ごろなのか、親子連れなのか、子どもなのか親なのか、被害はあった  
のかなかったのか、あらわれた時間はどのぐらいなのかなどの詳細はわかりません。一方、②の  
4の情報の詳細では、出没した地区の目撃状況が細かく記載されているのですね。注意を喚起さ  
せるには十分な告知であることが明らかであります。

こうした目撃情報の入手の仕方と住民への告知のあり方を見ての感想をもう一度伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

この②の4ですね、出没目撃情報の詳細ということで、それぞれの地区ごとにそういった出没  
時間等、あるいは出没した熊の、小熊であったとか、そういった詳しい情報については、確かに  
周知という意味ではこちらのほうが勝っているというふうな感想を持っております。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

次に、②の2を見ていただきたいと思います。メインの告知板になります。

出没地図と目撃情報を住民に見せるための見出し、いわゆる目的を具体的に表記をしておるも  
のであります。ここが重要なんだと思いますね。これを見ることで何を伝えようとしているのか

がわかって、その先へ続く情報、予防、対策を住民側が知ろうとするのだと思います。

情報を住民に伝えるということは、広報に載せた、地図を掲示した、防災無線で放送したということだけではなくて、やっぱり住民が知ろうとする、聞こうとする、見ようとする、読もうとする工夫をすべきだと思うのですね。

そこでお尋ねしますが、こういった住民へ伝える目的は何だとお考えですか。見解を伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

熊の出没情報については、やはり危険だということですね。人的被害もそのとおりですけども、特に両小学校、中学校の児童生徒に対して、そういった状況になった場合には速やかに防災無線を活用して放送しておりますし、ことしにつきましては9月にそういった注意喚起の広報にも掲載しております。

こうしたことで、このほかに今回は地域懇談会のほうからの要望がありましたので、より目に見える形でということでマップのほうをつくって4カ所つくっております。いずれ、やっぱり人的な被害に遭わないようにというふうなことが大きな目的というふうに認識しております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

おっしゃるとおりだと思いますね。それで、もう4カ所対応いただいたということで、非常に迅速に対応いただいたことに評価するところであります。

再度②の1番に戻っていただきたいのですが、何を伝えたいのか、それはどんなところで、どんな状況で、そうならないために注意することは何か、いわゆる文章で言えば起承転結のごとくですね、伝えようとする意思をはっきりと示しているということが、ちょっと足りないのだろうと思います。

それから、先ほどのお伺いした伝える目的の一番は何だということになると、これは当然住民の生命を守るという、この一点であります。これが住民告知について大いに学ばなくてはいけないところでないかというふうに思います。

この北上市の場合ですと、これは図書館の玄関ホールにしています。なぜ図書館なのかという部分について、所見があれば伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

北上市の状況は詳しくはわからないわけですが、おそらく北上市においては図書館の利用率がかなり高いとか、あるいはそこに当然児童生徒も来ますし、多くの市民の方々も来るといふふうなこと、それから、北上市の庁舎との位置関係はわかりませんが、ここが非常に市

民にとっては自由に出入りして、ゆったりとした時間の中でこういったものを目に触れたときに見ていただけるというふうなことから、こちらのほうに設置しているものかというふうに、個人的にはありますが、考えております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

おっしゃるとおりなのです。図書館というのは不特定多数の住民が利用する場所であり、それでさらに学校帰りの子ども達、もしくは部活の後、保護者との待ち合わせの場としても非常に利用するところでもあります。当然、日没が早くなる今の時期からですと、そういった場所への掲示というのは非常に有効になるのではないかなというふうに私も思っております。

理想的には全ての役場、各学校、幼稚園、保育所、各地域の公民館等と同じ情報が掲示されればいいのですが、なかなかそれは現実の対応としては難しいと思います。現行、当町におきましては今4カ所やられておるということで、非常に情報の出し方としてはいいと思いますので、さらにここにですね、この図書館も加えているべきではないかというふうに考えるのですが、見解を伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

教育委員会のほうと協議して考えたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

最近の熊は人を恐れなくなったと言われてます。もともと学習能力が非常に高く、人間にとって都合のよいこと、いわゆる人間は怖いのだというようなことを教えれば、人里にはなかなか近寄らないと言われておりました。それから、熊に都合のいいこと、そこらじゅうに餌があるというような状況とか、家畜がすぐそばにいるとかいうことだと、人家に非常に近寄ってくる。一度味をしめると頻繁に出没するようになります。

ことしの8月3日から5日の未明にかけて、一関の萩荘赤猪子で起きた鶏小屋が被害に遭った事件、4日の早朝から、4時から5時ごろにかけてですね、飼育していた鶏20羽のうち7羽が被害に遭いました。驚くのは、その夜、生き残った13羽のうち再度9羽を襲ったというですね。非常に執着心の高さ、それから、もう人を恐れないというところに警戒はもっと強めなければいけないというふうに思います。もともと熊という字は能力を持った四つ足と書きますので、学習能力が非常に高いと言われてる由縁であります。

危機管理体制に万全の姿勢で臨んでいただきたいというふうに思います。何かあってからではやっぱり遅いので、住民周知のあり方について工夫と改善をやるべきだと考えますが、総括的に

もう一度お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

真竈光幸議員がご指摘のとおり、熊の習性等々もさらに把握しながら、対策等は万全に尽くしてまいりたいというふうに思っております。

先日の県との要望活動においても、さらに重点項目と、21項目以外にも重点項目という中の1点に、鳥獣被害対策について要望をかなり強くさせていただいた経過があります。いずれこのことについては、遅きに失してはいけませんので、何かあってからではいけませんから、どうぞ議員にあらましても、他の地域ではこういうことをやっているよということがさらにあれば、こういう方法がいい、こういう方法がいいというのも農林振興課のほうに、町にもですね、ご提案をいただきながら、早急に今後は対応してまいりたいと思います。

なお、やはりこういったことはですね、皆さんで共有しながら、先ほどご指摘のとおり、共有しながら対応していかなくてはならない分野であります。この写真を見させていただいた中では、当町においてはまずは学校、そして町民が一番寄っていただける町のロビーに掲げたということは、私は大変、即それを実現させていただいた、実行したということについては。ただ、周知のあり方ですね、今後はさらに町としても検討して、さらに万全の態勢でやってまいりますので、今後ともご指導のほど賜りたいと思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

力強い答弁をいただきましてありがとうございます。

この野生動物による被害は熊に限ったものではなくて、イノシシやニホンジカも相変わらず食害被害も甚大であります。戸河内地区のみならず、上平泉、山岸地区においても、イノシシによる被害が非常に相次いでおる、大変な問題になっておるという情報も寄せられておるところでございます。里山という緩衝地帯が減少して、人里との境が隣り合っていることの現実を見つめていかなければならないと思います。

そこで、熊の出没情報に追加して、こういった野生動物の出没情報をもっと広げて、どの場所にいつごろ、どのぐらいのがあらわれたというデータを、ぜひ農林振興課のほうで入手、分析をして、出没地域への情報周知のための掲示板、これも熊以外のものもその地区に設置をして、地域住民共通の課題、問題とすることで、里山再生のための徹底した下草刈りとか枝打ちですとか、地域住民主体主導型で、野生動物が身を隠す場所をなくし、人里に寄せつけないような有効な対策に結びつけられるのではないかなというふうに思います。その上で、必要な資機材、経費助成などの手当て、データ管理に基づく駆除、捕獲などを行政が分担して行う、これが地域行政協働体制の構築につながっていくのではないかと思います。

イノシシ、ニホンジカについては通告をしておりませんが、答弁があればお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

いずれにいたしましても、町独自ということは大変難しいと思います。そういった中で現在進められて、猟友会との協議であったり、地元住民の方々、区長を先頭に、今回特に鳥獣被害が著しく大変だと言われている地域は、区長の方々と、そして地域の人たちとも、今後きちんと整理しながら詰めていかななくてはならないというふうに思っております。

1つは、区域に、どうしても今すぐの課題ということは、入らないようにしてほしいということと、それは柵の問題だと。と同時に、やはり数を捕獲していかななくてはならないということで、今般補正にもお願いしておりますけれども、提案させていただいておりますが、やはり地元の方々と徹底してその辺をきちんと議論をやっていかないと、里と山との境をきちんとできる、するよようにという、その部分一つとっても、大変地元とも一朝一夕にこうしますということには至らない部分も現実的にあります。そういったことも含めながら、今後地元、そして猟友会の皆様とともに議論を高めながら、現実的に今どう対応していかなければならないのかということ詰めながら、対応してまいりたいと思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

質問を変えます。

次に、災害への備えについて再質問をさせていただきます。

まず、地震の際の老朽空き家について伺いますが、東日本大震災では大津波によって家屋や家財、車両など数千トンの瓦れきが公有地、私有地を埋め尽くしました。速やかに緊急道路を通して被災者を救援したり、復旧作業を行うために瓦れきを撤去する必要がありましたが、憲法の保障する財産権により、柱一本でも私有財産とするため、瓦れき処理は憲法違反という批判と訴訟を恐れて進まぬ事態もたびたび見受けられたところでありました。

当町におきましては、津波が押し寄せるような環境ではありませんが、地震により老朽空き家が倒壊した場合を想定して伺います。

災害対策基本法第64条2項に規定されております、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物または物件で当該応急措置の実施の障害となるものの除去、その他必要な措置をとることができることと明記されております。この必要を認める権限は市町村長にあるという理解でよろしいでしょうか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

災害対策基本法には、市町村長はというふうに明示してございますので、市町村長の判断でできるものというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

財産権を規定する憲法に優先することは認められているという理解でよろしいですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

憲法上の判断につきましては、たぶん意見が分かれるところだろうというふうに思いますが、あくまでもこの災害対策基本法上でいけば、市町村長の判断でできるということになるかと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

これは確認だけにとどめておきたいと思っております。

次に、住民に対しての避難指示についてお聞きします。

平成27年9月11日、宮城県大崎市の渋井川堤防が大雨により決壊いたしました。住民が孤立する事態が起こったことは記憶に新しいところであります。

このときの状況の再確認をいたしますと、市が避難準備情報を発令したのが午前4時半であります。発令と同時に避難所の増設をし、5時10分に改めて避難準備情報を出しました。その20分後に渋井川堤防決壊情報が市に入りましたが、避難勧告や避難指示は出しませんでした。その理由について大崎市は、水が一気に流れ込む状況での避難は大変危険であり、建物の2階等に上がる垂直避難のほうが適切と判断したというふうに語っておるところであります。また、設置されている水位計だけではリアルタイムに水位を測ることができず、判断が遅れたとも説明をいたしました。

そこでお伺いいたします。大雨による町内の河川の氾濫や住宅地への土砂災害、ため池の決壊のおそれのある箇所への備えとして、被害のあった自治体がおそれのあった自治体とその後にとった対策などを参考に、当町の水防対策に生かされているのかを伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

過去の災害等に関する経験上からの対応を当町で生かしているかというご質問でございます。

いずれ当町におきましては、災害時の対応として地域防災計画の中でうたっているわけでございます。ただ、実際に災害が発生した段階で、それらの対応につきましては地元消防団、または自主防災組織等の協力を得ながら対応する。または一番重要なのは、個人の生命については個人



がきちんとした形で守るということが大切でございますので、先ほど議員のお話の中にもございましたけれども、例えば建物の中で、そういう気象条件の中で、今屋外に出るのは非常に危険だということであれば、建物の中の高い位置、それも崖地から遠い位置に退避するというのも重要な内容になってきますので、それらにつきまして、今後当町におきまして今年度、ハザードマップの見直し等も考えているところでございます。その中で、各地区のハザードマップが完成しましたらば、各地区を回りまして、その中で適切な今後の防災知識の周知等々を図っていききたいというふうなことで考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

大崎市の続きを言いますと長くなるので申しませんが、その後の翌年の平成28年にも、台風10号の接近にあたって非常に大きな被害が予測されたのですが、前年度の教訓を生かして非常に迅速な対応をとったということで、大きく新聞報道に出ておったことをまずお伝えしてだけおきます。

1時間に50ミリ以上の大雨の降る頻度が、昭和50年代に比べて3割程度増していることが気象庁の統計でわかりました。地球温暖化と大雨の関係は完全に解明されておりませんが、短時間で一気に降る大雨は災害を起こす危険性が大であります。

そこで、こうした大雨特別警報が出るときは、既に災害が発生している可能性が高い。避難勧告指示までの迅速な対応を、実際にどういうふうにとっていくかということについての見解を伺っておきます。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

災害にかかわる各情報指示伝達でございますけれども、いずれ気象庁並びに防災担当でございます国土交通省、県でいえば岩手県国道河川事務所になりますけれども、それらの部署と組織と綿密な連携のもとに、最新の情報を入手しながら、またその際、これから想定される気象状況等につきましては、特にも气象台、または国土交通省等から首長に対して何らかの連絡が来ることとなっているところでございます。

いずれそれらを早目に察知しましたらば、それらの危険が迫る前の段階でも、いち早く、臆することなく、情報等については伝達するような方法をとるべきものと考えてございますので、それらについてのマニュアルについては、まだ整備はされていないところでございますけれども、それらの周知方法のマニュアル化等につきましても、今後あわせながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。いずれ速やかな形で住民の避難または安全を守るような措置をとれるような方向に進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

それで今後、こういった行政が避難指示を出す判断が遅れないために、特別警報を待たずに避難させる措置も当然必要になってくるケースがあると思うのですね。当然想定していかなければいけないと思います。

特別警報の段階で安全に避難することが困難な状況にならないように、そうなる前の警報、注意報の段階で避難などの安全確保行動を完了しておくということが、命を守るという防災の基本だと考えますが、見解を伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ご指摘のとおりだと思います。特別警報等が発令されている段階では、もう相当に自然状況が厳しくなっているというふうなものと捉えてございますので、そういう状況になる前にさまざまな情報の入手手段を検討いたしまして、いずれそういうことも含めて、盛岡地方気象台、または国土交通省のほうでも、いろんな形の防災対策を検討しているようでございますので、それらに基づき情報等の周知につきましても、首長に直接かかってくるようなホットライン等も設けてありますので、それらを活用しながら、よりいち早く安全を確保するための情報については配信していきたいというふうに、配信するような体制をとっていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

5 番、真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

九州の大雨によって、7月4日から気象庁がサイトを運用を始めました、洪水警報の危険度分布というのがあります。これは3時間先までの予想雨量をもとに、洪水警報が出る危険度の高さを1キロ四方ごとに示した地図が10分おきに更新され、危険度を5段階で色分け表示するものがあります。中小河川も含めたほぼ全ての全国約2万河川が対象となっております。このことは通知はございましたでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

はい、それについては承知しております。

議長（佐藤孝悟君）

5 番、真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

そうすると、従来の指定河川洪水予報データとの運用の差が出てくるかと思うのですが、これについての課題をどう考えておるのですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

今までの警報等の発令につきましては、まだ詳細な指示等がございません。ただ、確かに1キロメッシュで区切りますと、確実にこの地点に今何ミリぐらいの雨を降らせている雨雲がいるのだというようなことの想定はできます。それを持ちながら、例えばこちら側から、今の状況を气象台だったり国土交通省だったりに問い合わせ、今後何時間後にどうだろうというような形の情報を入手することは可能だと思いますので、それらの判断をもとに首長が最終的な判断を示すというふうな方向性が必要になってくるものというふうに理解してございます。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

従来のこの指定河川洪水予報は、国や都道府県管理の大きい河川、419河川と言われていますが、観測所ごとに設定された水位に達すれば情報を出すというものであります。今般気象庁からサイトの運用がされた洪水警報の危険度分布の危険度よりも情報が遅れるとされておるようでございますので、ぜひ当町におきましても、この2つの情報の入手と運用について、きっちり水防対策に運用できるようにお計らいをいただければいいのかなというふうに考えます。

次に、ため池の真下に位置する居住区域が存在しますが、過去の大雨の際にもため池オーバーフローした水が取りつけ水路に流れる流量を、のみ込めないといいますが、草や木、立木等が詰まるので水路がすぐ氾濫してしまう。その行き場のない水が町道を濁流となって流れるという事態が過去にございました。このため、町道の下に住居を持つ住民には大変な恐怖感を味わう羽目になったことがあります。

避難勧告指示に従って行動できるためには、こういった袋小路の解消のため、または町道から低地にある居住区界、こういったところの避難路として町道間を接続させるようなインフラ整備は絶対、災害への備えとして必要になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

議員ご指摘のとおり、そういう避難路につきましては必要だろうというふうには思っております。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

災害への備えの大義というのは、やはりあくまでも住民の生命を守るという観点から、行政が必ず守るのだという意思をあらわして政策につなげていくことだと思いますので、ぜひその辺の配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

危機管理教育や訓練についてお尋ねをいたしますが、全国各地で北朝鮮ミサイル飛来を想定しました住民避難訓練が、日本海や飛行進路とされる中国四国地方で実施をされたところでありま

した。たまたまといいますか、今回東北地方の上を通過したという事態が、今まで想定していなかったことがやはり現実起きてきた。

こういった学校関係で訓練をする目的、もしくはその地域で訓練をする目的というのはどのようにお考えですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

学校における危機管理の教育というふうなことについてでありますけれども、全般的に言いますと、学校における危機というのは、例えば学習活動場面もありますし、登下校の段階、それから健康にかかわる、例えば食物アレルギーでありますとか、あるいはインフルエンザの問題とか、それからもちろん災害、あるいは今回のようなミサイルが飛んでくるかもしれないという緊急事態、さまざまな場面が考えられるわけでありまして。

そうしたような中で、学校として取り組んでいるのは、例えば教科の中で取り上げて指導する、それから学級指導の中で指導する、全校集会を持って指導するというふうなさまざまな場面があるだろうと、そんなふうにしております。いずれにしても、小学校1年生と中学校3年生では危険予知能力が全く違います。小さければ小さいほど丁寧に話して聞かせるというふうなことも大事になってくるわけでありまして、そういったことを心がけて学校では行っているというふうに捉えているところであります。

例えば、小学校では両小学校、保護者に対するメール配信をするということとか、あるいは登校下校にかかわることであれば集団で、普段はそうではないわけでありまして、集団で行動させるというふうなこと、そのためにはスクールガードの方に応援をいただいたり、職員がついて歩くというふうなこともあるというふうに聞いております。そんなような取り組みをしているということだろうというふうに思います。

それで今回の北朝鮮のミサイルの件に関しては、登校前というふうなことがほとんどだったようというふうに思います。そして、わずか数分間でどこか飛んでいくというふうなことで、対応するということが大変難しい状況にあったのではないかなと、そんなふうに思いますが、これからもそういう事態が起こらないとも限らないというふうなことでありますので、例えば学校管理下においてどのような対応ができるのか、いうふうなことを今後学校とも詰めて考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

いわゆる津波でんでんこの教訓というのは、平時から危機管理教育を子ども達に持たせて、災害から生命を守るために必要な意識と、そのときの避難行動をどうするのかを教育しておくという事は非常に大切なことだと思いますので、ぜひ取り組みをお願いしたい、強化をお願いした

いと思います。

それから、今回の防災無線から流れました国民保護サイレン、いわゆる、いわば空襲警報のようなものでありますが、私たまたまその時間は外にいて、ちょっと聞きづらかったといいますが、なかなかはっきり聞こえることはできなかったのですが、屋外では聞き取りづらいというのがちょっと問題なのかなというふうに考えました。

この点の改善ということで、例えば地区の大きな公民館ですとか、全部の地区は難しいかもしれませんが、やはりスピーカーの設置とか、緊急時に屋内、屋外にも通達をするような周知の仕方についての改善という取り組みについて、どのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

防災情報につきましては、町の防災無線のほうから発令したわけでございます。それで今回の部分についても、それぞれ屋外で作業等している方については聞こえづらかった、聞こえなかったというような話はあるかと思えます。

今現在、Jアラートの発令になった際に、屋外子局等々での放送のほかに、あとはMネットということで民間の放送、ラジオとか、音を介してそういう情報が放送されるような形のシステムがございます。それらを活用しながらの情報伝達の手法もあろうかと思えますので、どれが一番、そういう広範囲な形で各方々に情報を伝達する方法が一番適しているのかというものについては、それに見合ったような方法、より正確に伝わるような方法に改善するようなことで検討させていただきたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

今回ですね、Jアラートの話になりますが、国からの情報が平泉の受信機を経由して防災無線を自動起動させるまでにタイムロスってありましたですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

すみません、タイムロスの時間までは正確に把握してございません。たぶんこれは確実にあると思います。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

このミサイルが飛んできた話をするつもりはあまりなかったのですが、弾頭以外の、いわゆる推進体が落下する可能性もあるわけですね。この有事を想定した警察、消防、行政の指揮系統のあり方とか、または情報の伝播の仕方についての今後の取り決めを早期に確立しておかなければ

いけない点が出てきたのかなと思うのですが、そういった点についての取り組みに対する考え方はいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

情報伝達につきましては、先ほどお話ししましたけれども、緊急情報ネットワーク、Mネットと言われるもの、これがもう現在存在しますので、このようなシステムを介してお伝えするというふうな方向になろうかと思えますし、今現在も運用しているものでございますので、これを有効活用していくというような形のものになろうかというふうに思います。

指揮命令につきましては、今現在緊急時、特にも弾道ミサイル等の有事に対する対応というようなことの、こまい、町としてのマニュアルはございません。ただ、国としては弾道ミサイルに対する防衛システムとか、そういうものは存在してございますので、その中で政府自体は対応していくと。それに基づいた中で、各自治体がとるべき避難行動等々の行動については、それぞれの自治体の中でマニュアル化をしていきながら、住民の方々にきちんと伝えていくというようなことが必要になってくるかというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

最後になろうかと思いますが、このJアラートの新型受信機を導入するよう通知が行っているかと思いますが、導入計画をいつごろ予定しているかお聞かせください。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

確かに通知が来てございます。いずれまだ具体的な年度は定めてございませんけれども、いずれ財政計画の中に、遅くならないような時期に計画いたしまして、導入の方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時20分

---

議長（佐藤孝悟君）

それでは再開します。

通告2番、氷室裕史議員、登壇、質問願います。

1番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

通告番号2番、氷室裕史です。

今回の一般質問は大別して2件あります。1件目が、平泉町町内への移住促進施策に関してです。

平泉町の人口は現在8,000人を切り、今後の見通しといたしましても減少の一途をたどると考えられております。人口の減少は平泉町の基幹産業である農業の担い手不足を招き、また、農業以外の産業に関しましても深刻な担い手不足を招くことは必至であります。これらの問題に関しまして、都会から田舎への各産業の担い手不足を解消するための移住希望者の確保は、全国どの自治体でもまさに生き残りをかけて取り組まれていることです。

そこで、まずは平泉町の移住希望者に関する現状把握といたしまして、町内外からの町営住宅に関する問い合わせは現状どの程度あるかについて伺います。

次に、ひとくくりに移住促進施策といたしましても、さまざまな方策が考えられますが、私はここの1月に総務省主催の移住・交流地域おこしフェアというイベントに行ってみました。全国の多数の自治体がおのこの地元の魅力をPRするというイベントでして、本当に多くの自治体が、あの手この手で移住希望者の確保に努めていました。そんな中で、平泉町も移住促進施策の一環として何らかの対策を立てるべきではないかと考えております。

そこで2点目の質問になりますが、町営住宅の入居資格の緩和等についての考えはあるかについて伺います。

町内への移住促進施策に関しての質問をまとめますと、1点目が、町内外からの町営住宅に関する問い合わせは現状どの程度あるか、2点目は、町営住宅の入居資格の緩和等についての考えはあるかです。

次に、2点目の質問に移ります。

平泉町の発掘調査に関してであります。

建築や盛り土などを行う際に、文化財の発掘調査をする自治体は全国的にそう多くはありません。もちろん、世界遺産を有する町平泉町としては、発掘調査は避けられない事象であります。ただ、この文化財保護の観点からの発掘調査が、町外企業の平泉町への進出、あるいは町内で何か事業を起こそうと考えている者にとって、重いかせとなっているのではないかと考えております。進出する際に建築費用だけではなく、特に発掘調査費用を負担することが敬遠される一因となり得るのではないのでしょうか。

スマートインターチェンジが平成33年に完成予定であります。その利便性の高さからさまざまな企業が平泉町に声をかけてくると思われ。ただ、そこで建設費用のほかに発掘調査費用がかさむとなると、機会費用を考慮し企業側が二の足を踏むのではないかという懸念が生じます。

その観点から、今までに発掘調査、発掘調査にかかわる費用や期間が町外企業の進出や起業を妨げた例があるかについて伺います。

もう1点は、野外発掘調査が4月から10月までとされ、11月から3月までの期間が室内整理期間とされ、原則11月から3月までの期間は野外発掘調査を行わないとされており、町内に進出を希望する企業が最大で発掘調査を半年近く待たされてしまう可能性があることに関してです。企業が待たされることによって進出のタイミングを逸してしまう懸念を払拭するためにも、野外調査期間と室内整理期間の見直しの考えはあるかについて伺います。

それでは、簡潔な答弁をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、氷室裕史議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、最初の町内への移住促進施策に関してのご質問の、町内外からの町営住宅に関する問い合わせは現状どの程度あるかのご質問にお答えをいたします。

平成29年9月1日現在、平泉町で管理運営を行っている町営住宅は大沢、花立、大佐、高田前、上野台の5団地であります。

上野台及び高田前団地は退去により空き家になったたびに、広報等を通じて入居募集を行っており、大沢、花立及び大佐団地は、老朽化により補修が困難なことから、新規入居の募集を行っていません。

平成29年度は現在までで7件の入居に関する問い合わせがありましたが、そのうち町外在住者であると確認できたのは2件です。また、平成28年度の正式申し込み及び入居の年間実績で申し上げますと、上野台団地は7戸の募集に対し応募者数は10件で、うち町外在住者は7件、入居者は7件で、うち町外在住者は4件でした。高田前住宅は4戸の募集に対し応募者数は3件で、3件とも町外在住者であり、いずれも入居をしております。

町営住宅の入居にあたっては、公営住宅法に基づき所得制限などの入居資格を設けていますが、住所地による制限はなく、例年一定数の町外在住者が入居をしておりますので、その点においては町内への移住促進に対し貢献しているものと考えます。

次に、町営住宅の入居資格の緩和等についての考えはあるかのご質問にお答えをいたします。

町営住宅の管理運営につきましては、公営住宅法に基づき、住宅困窮者かつ低所得者の生活の安定を図ることが第一の目的としております。

入居資格も、同法及び町営住宅管理条例により規定されており、平成25年6月27日の国の通達により、自治体が独自に優先入居の事由を設定することはできないこととなっておりますことから、町独自の緩和策は無理だと思います。

今後も制度の趣旨に沿った住宅管理をしていくとともに、入居率の向上に努め、町民人口の確保に貢献していきたいと考えております。

次に、2番の平泉町の発掘調査に関してのご質問につきましては、教育長から答弁をさせます。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）



岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

平泉の発掘調査に関してのご質問にお答えいたします。

まず、発掘調査が町外企業の進出や起業を妨げた例はあるかということですが、平泉町内では、遺跡の中で建物を建てたり切り土、盛り土の工事をしたりする場合、文化財保護の観点から事前に埋蔵文化財の発掘調査が必要でございます。発掘調査に係る経費については、文化財保護法に基づく原因者負担の原則により、開発事業者が負担します。ただし、個人住宅の場合は国庫補助制度を活用するため、個人負担はございません。

事業者から遺跡内工事についての問い合わせがあり、発掘調査になる場合は、具体的に調査面積や期間、経費が協議されていきます。特に町中心部は遺跡の濃いところでもあり、近隣の調査事例を参考にして経費を算定しております。

中心部は調査費用が多いのは事実でございます。発掘だけでなく他の理由も含め、事業を取りやめるなどのことはあろうかと思えます。大規模な開発事業でなければ、相談があつてから概ね翌年中のスケジュールに組み入れて発掘調査を実施しております。

次に、野外調査期間と室内整理期間の見直しの考えということですが、ご指摘のとおり、野外発掘調査は4月から10月までの7カ月の期間が原則で、11月から3月までの5カ月間は報告書作成など室内整理期間に充てております。野外調査で作業が終わりではなく、出土品を整理し、記録類をまとめ、データ化し、報告書を作成するなど、一連の作業を終えて一つの調査が完了いたします。

野外調査期間と室内整理期間はおおむね1対1で同程度の期間を要するとされます。特に冬の野外調査は土の凍結などで遺跡が傷み、調査になり得ないため、県内では冬期間を室内整理期間に充てるのが通例でございます。野外調査で待たされることが一番大きな影響でありますので、事業主の希望に配慮しながらも、信頼のある発掘調査の精度を保つことに心がけております。

野外調査期間を4月から10月までとするのは原則であり、天候の影響や事業主の理由で11月から12月に野外調査をする場合もあり、弾力的に行っているところでございます。原則として期間についての見直しの考えはございません。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

1番、氷室裕史議員。

1番（氷室裕史君）

先ほどの町長の答弁の中で、平成25年6月の国からの通達によって、町が独自の優先入居の事由を設定することはできないこととなっているため、緩和策は無理と考えているとありましたが、この優先入居が可能な世帯というのはどのような世帯であるのかを伺います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

優先入居につきましては、60歳以上の者、障がいのある方、あとは原子爆弾の被災者、ハンセン病入所者、あとは配偶者からのDV等でございます。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

今お答えいただいた優先順位は、結局国の通達によって町の独自色が出せないということですが、ただ、前段で申し上げましたように、平泉町も何かしらの方法で町内への移住促進を図っていかねばならないと考えております。

例えば、先ほど申し上げました移住・交流地域おこしフェアの中で、ほかの自治体で平泉と同じく農業を基幹産業とする自治体がございます、その自治体は、その自治体に移住する若年層の新規就農者に対して、個人住宅を建てる時に手厚い住宅補助を出すという政策をとっております。

平泉町は特に世界農業遺産登録に向けた動きもありますし、そういった移住してきていただける若年層の新規就農者に対し、個人住居へ何かしらの補助を出すという政策をとることは、平泉町でも検討すべきではないかと考えておりますが、見解を伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員ご指摘のとおり、隣の一関市でも住宅新築もしくは中古住宅の購入等に関しまして、助成制度をしているということは存じ上げております。ただですね、反面で外から来る人だけに優遇するのかなというような批判も出ているということも新聞等で出ておりますので、なかなかこれは、一概に外から来る方だけを優遇すればいいのかなという意味では、難しい問題もあろうかと思っております。

やはり一番には、現在住んでおられる方が外に出ていかないような施策が一番だと。その上で、やはり地域に来ていただける、そういうことで持続可能な社会ができていくのかなと考えておまして、この助成制度のみではなくて、昨年うちの課でも行っておりますけれども、土地を分譲するとか、そういうことの大きなパッケージの中で、ちょっと検討していく必要があるかと思っております。ですので、今現在では住宅に対する助成制度を単独で行っていくということはちょっと検討を要するかなと思っております、その辺に関しては慎重な対応をしていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

今課長おっしゃったように、平泉町内の既存の農家を守っていくというのもとても大切だと思います。ただ、もちろん世界農業遺産登録という大きな目標がありますので、町もそこに向けて何か本気の姿勢を見せる意味でも、何とか前向きに取り組んでいただければと考えております。

続きまして、発掘調査に関する再質問に移らせていただきます。

先ほどの教育長の答弁の中で、翌年中のスケジュールに組み入れて発掘調査をするとお答えをいただきましたが、これはおそらく商売をする側からすると、翌年中というのはちょっと若干遅いというか、少々言い方は悪いですが、悠長な話だと思われてしまうのではないのでしょうか。企業側からすれば、可能であるならもう少し迅速に対応していただければと思うところがあるのではないのでしょうか。

手元の資料によりますと、発掘調査は同時期に異なる場所で何件も進行しているようですが、今回答が可能でしたら、発掘調査に携わっているおおよその人数と、何人ぐらいでいくつのグループが形成されて調査しているか伺いたいと思います。また、それに伴いまして、発掘調査に携わるための資格等は必要であるかについても、可能でしたら伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

現在発掘に携わっている方たちの人数等、今年度で申し上げますと、発掘調査に専属でいる作業員の方という方がいるのですけれども、48人、現在おります。男性が25人、女性が23人。町内の方が7割くらいで3割は他地域から来ています。

そういった方たちがおりまして、大体3つから4つぐらいの班に編成しまして、あとは調査委員がついて頭になって、あとは調査補助員とって臨時職員がいますけれども、そういう方もついで一つのグループを形成して、それをいくつかを稼働させながら発掘調査のほうに対応するような形でおります。大きい現場もあれば小さい現場もありますので、それは臨機応変にグループを編成して対応させるということをしております。

それと、資格ですね、作業員の資格ということによろしいでしょうか。

発掘作業員の資格というのは特にございません。毎年、年度当初に先ほどのような形で人数を登録いたしまして、作業につくわけですけれども、18歳以上の方でおおむね70歳までの方が入ってございます。当然、経験者の方もおりますし、初めて、未経験の方もいるわけで、特に資格があるということとはございません。具体的に発掘現場を通しながら徐々に仕事を覚えて経験していくという形ですので、特に資格があるわけではないです。長くやっている方々は本当に十何年やっている方が多くおりますし、大体3年ぐらいかかると一通りの仕事を覚えるような形だというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

1番、氷室裕史議員。

1番（氷室裕史君）

ありがとうございます。

もう1点、先ほどの教育長の答弁の中に、発掘調査だけではなく、ほかの理由も含め、平泉町への進出を断念することもあるかと思われるという旨の、若干ではございますが、ちょっと玉虫

色的なお答えをいただきましたが、もちろん念のため申し上げますが、私自身も発掘調査が全ての進出を阻害しているなどという考えを持って一般質問をしているわけではございません。

それでは、町外企業の進出ではなく、個人住宅を持ちたい移住希望者の町外からの移住を妨げている例があると思われるかについて伺います。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

外部からいらっしゃる方でそういう個人の住宅関係でしょうか。そういう移住に対して妨げになることがないかというご質問だと思いますけれども、議員ご指摘のように、確かにお待ちいただくのが平泉の場合、どうしても出ます。答弁にもありましたけれども、翌年にどうしてもスケジュールは組まざるを得ない。当年度のスケジュールというのはもう前年度のうちに予算要求して、国のほうからも国庫補助をいただきながらやっております、常に個人住宅、特に一番緊急性が高いというか、要求に対して応えなければならないのが個人住宅が一番多いのですけれども、スケジュール的にはもう前年度のうちに決めてしまいますので、どうしても1年遅れるという、そういうことになります。

そのことについては、町内の方たちはもちろんご承知のことですし、業者の方たちもよく存じていることですので、浸透はしているのですけれども、外に対して、外から見た方たちがどういうふうに捉えるかというのはいろいろあると思います。ただ、これまでの聞いた中では、そういう発掘調査があるから行くのをやめるといようなことを直接伺ったような話はございません。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

1番、氷室裕史議員。

1番（氷室裕史君）

役場の当局にオフィシャルな情報として、個人の移住希望者が断念したとか、そういう話は伝わりにくいものであることは承知しております。役場に届かないまでも、個人的に情報として、平泉町への移住は発掘調査の期間や手続など、総じて敷居が高いと思われる節があるというのは何っております。ただ、単に聞いた話をもとにここで論ずることは不適切でありますので、平泉町への移住に関しそう考えている方がいるということは心にとめていただければと思います。

続きまして、野外調査期間と室内調査期間の見直しの考えはあるかについて、再質問いたします。

手元資料によりますと、平成24年から平成27年の間に、調査期間である4月から10月以外での発掘調査も複数件、それなりの件数が見受けられますが、これはなぜ期間外に調査が行われたのか、例外として発掘を行うのはどのようなときか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

4月から10月までを調査期間としておりますが、原則的というふうにもしてございまして、実際には11月、12月までかかっているのも事実でございます。

これも理由というか、そういうことに関しましては、1つはもちろん天候等のことが原因して少しずつ調査が遅れていくというか、そういう押していく結果として最終的には1カ月以上遅れてしまうというような、できるだけないほうがいいのですけれども、どうしてもそういうときは、建て主さんにご了解をいただいて、もうちょっと時間がかかるのでということで、それが押していった結果として11月あるいは12月までになるというようなことは実際あります。それもご了解のもとに、何とかその期間を短い中でやっていくというのがあるわけなのですけれども、あともう一つは、天候だけではなくて、実際に掘ったときに想定以上にいろんなものが出てきて、それによって時間がかかるのは、もちろんそういうときもございまして。逆に短いときもあるわけですが、そういった予想外の長くかかるときには、当然ちょっと押してしまうということもございまして。

あとは、あらかじめ調査に入る期間、時期というのが、逆に事業主さんのほうからも指定というか、希望される場合もありまして、どうしても農作物の収穫以降ではないと入れないというような、そういう先方からの希望もございまして、それに対応するような形で11月とかそういう時期になってしまうということもございまして。そういったところの原因ということで、延びるところがございまして。

期間的なところはそういうことです。4月から10月ということで7カ月にしてございまして。その後には室内整理ということで、11月から3月までの5カ月ということで、7カ月と5カ月ということで12カ月なのですけれども、本来のよい状況というのは、やっぱり6カ月と6カ月というのが通例言われている、野外調査と室内整理という関係においては1対1の期間というのが通例で言われているものとなっております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

1番、氷室裕史議員。

1番（氷室裕史君）

その発掘調査の原則といいますか、こういうものは平泉町だけではなく県内での通例となっているとのことですので、なかなか平泉町だけ変えるのは難しいと思われまして。ただ、平泉町のホームページに発掘調査の原則が記載されてございまして、それを閲覧した企業や個人が、例外的に期間外に調査することがあることを知らずに平泉町への進出を断念するケースがあるのではないのでしょうか。原則の見直しが難しいのであれば、そういったケースをなくすためにも、ホームページに例外があるということを記載してはどうでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

ホームページで出しておりますのはやはり原則ということでの出しようになっておりますけれ

ども、確かに原則といいながらも、そのように実際には多少の例外もあってやってきておりますが、そのホームページというか、外から見の方がそれを見ることによって消極的になるというか、マイナスになるようなことはできれば避けてはいきたいと思っておりますので、そういった文言というか、文章についてもちょっと検討してみたいなというふうには思います。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

ありがとうございます。ぜひ前向きに取り組んでいただければと思います。

最後になりますが、平泉町にはまだまだ多くの文化財が眠っていると考えられます。文化財を保護するだけでなく、実際に文化財に触れることを教育の一環とした子ども向けの発掘調査の見学等あるのかなのかということをお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

わくわく平泉学スクールということを行っておりまして、遺跡に行つて発掘をしたり拓本をとったりというふうな取り組みをしているという、しております。ただ、これが全部の学年とかいうふうなことではないわけでありまして、そのような形で、子ども達が実際に平泉の価値を発掘を通して学ぶというふうなことはしているということでありまして。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

世界遺産の町平泉の子ども達でありますので、そういう実際に発掘調査をしている現場に触れて学ぶような機会も、また子ども達の将来的な糧になると考えられますし、平泉町ならではの教育であると思っております。今後もぜひそのような機会をどんどんふやしていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時05分

---

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

通告3番、升沢博子議員、登壇質問願います。

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

通告3番、升沢博子でございます。

さきに通告しておりました3点について質問いたします。明快な答弁をよろしく願いいたします。

まず1点目でございます。地域包括ケアシステムと第7期高齢者福祉計画について、町長に質問いたします。

一昨日、私たちの地区でも高齢者が20人ほど福祉活動センターに集まりまして、保健センターの担当者の説明で百歳体操に取り組みました。おもりを装着して行う簡単な筋力アップの体操は、集まった人たちのにぎやかな笑いと爽快感とで、みんなで楽しめた時間でございます。地域支え合い推進員、生活支援コーディネーターの方と保健センターの保健師さんの頑張りで、住民主体の通所型サービスは順調に増えて、地域づくりにもつながっていると感じています。

そこで、当町の地域包括ケアシステムの取り組みについて伺います。

2番目、社会参加・社会貢献活動に関するアンケート調査の結果をどう分析しているかを伺います。

3点目、住民主体サービスの取り組みについて伺います。

4点目、平成30年度からの第7期高齢者福祉計画の策定に向けて、平泉町としての課題はどう捉えているかについて伺います。

次、大きな2番目でございます。国民健康保険制度改革について。

平成30年度からこの制度は大きく変わるといことで、さきに6月にも説明がございました。これから県の試算、そして当町においての率を算定をして、来年度からという形に変わっていくわけですけれども、まだ段階的には今途中であるという答弁もあるかとは思いますが、これは地域包括ケアシステム、これは医療費の関係ですね、関連の深い国保の運営を、平成30年度からの制度改革により県が安定的な運営を行うとしていますが、1つ目は、一般会計からの繰入金により補填していた財源が国からの財政支援で賄えるのでしょうか。来年度から保険料が高額になる心配はないのでしょうか。

2番目に、国保運営協議会において今後どのような議論がなされるのでしょうか。岩手県の運営協議会も5月に始まって、そろそろ第2回というところでしょうか、つい最近平泉町でも運営協議会が行われているようですけれども、これについてどんな論議がなされていくのでしょうか。

3番目に、低所得者への配慮はなされるのでしょうか。

大きな3番目でございます。空き家対策と移住定住化策について。

今後も増えると予測される空き家について、国の特別措置法に基づいた計画は進んでいるのでしょうか。そこで、平成28年度に行った空き家の調査結果はどういうふうになっているのでしょうか。

2番目、空き家等対策計画の策定はどこまで進んでいるのでしょうか。

3番目、近年空き家バンクという形で空き家をいかす、そしてそれを情報に流すというような対策をとっている市町村も増えてまいりましたが、平泉町としてその空き家バンク設置の考えは

ないかということです。

それから、4番目、町外からの移住者を増やす対策としての空き家の活用策はどういうふうにお考えでしょうか。

以上の点について質問いたします。よろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、最初の地域包括ケアシステムと第7期高齢者福祉計画についてのご質問の中での、当町の地域包括ケアシステムの取り組みについて何うのご質問にお答えをいたします。

高齢者が可能な限り住みなれた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、地域に必要な医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスなどの支援が包括的に確保される体制を、当町の地域包括ケアシステムと考えております。その実現のため、医療や介護などの関係者が連携して顔の見える体制をとるとともに、町が中心となり、支援が必要な人の見守りシステムを整備しながら、さらに地域の多様な支える力を結集させ、自主性や主体性にに基づき特性に応じて高齢者などの介護予防や生活支援の支え合いの体制づくりを進めており、このことはまさに地域づくりそのものであると考えているところであります。

次に、社会参加・社会貢献活動に関するアンケート調査の結果をどう分析しているかのご質問にお答えをいたします。

社会参加・社会貢献活動に関するアンケート調査につきましては、ボランティア活動の意向や困り事の状況を把握するため、ことし4月に実施し、対象として65歳から74歳までの方1,230人のうち1,119人から回答を得ております。7月に開催いたしました地域支え合い学習会において町全体の状況を説明するとともに、8月の区長会、9月の民生児童委員会定例会で、各行政区ごとの状況を説明しながら、地域づくりの参考資料としていただけるよう説明しております。また、第7期高齢者福祉計画策定の資料としても活用してまいります。

次に、住民主体サービスの取り組みについて何うのご質問にお答えをいたします。

いきいき百歳体操やサロン、買い物支援など、各行政区でさまざまな取り組みがなされておりますが、町といたしましては、介護保険制度に基づき、地域を支援する補助金交付要綱を整備しております。今後はその活用を促すとともに、地域の実情に合った支援体制につきまして各行政区と相談をしてまいります。

次に、平成30年度からの第7期高齢者福祉計画の策定に向けて、平泉町としての課題は何かのご質問にお答えをいたします。

現在は第6期高齢者福祉計画に基づきまして、高齢者の福祉施策を展開しておりますが、今年度は平成30年度から平成32年度を計画期間とした第7期高齢者福祉計画を策定することになります。

町を取り巻く状況として、少子高齢化の進行、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、



認知症対策の推進、支援を必要とする内容の多様化と人材の不足など、課題は山積しております。しかし、介護予防や地域での支え合い活動も少しずつ取り組みが増えており、今後もその取り組みを支援しつつ輪を広げ、介護保険の新しい総合事業なども活用しながら、住みなれた地域で自分らしく生活ができるようなまちづくりを行ってまいります。

次に、国民健康保険制度改革についてのご質問の、一般会計からの繰入金により補填していた財源が国からの財政支援で賄えるか、保険料が高額になる心配はないかのご質問にお答えをいたします。

国保に対する一般会計からの法定繰入については現在、保険基盤安定繰入金、委員報酬繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援繰入金、事務費繰入金となっており、これらは制度改正後においても同様に行われることとなります。そこで、県が算出する事業費、納付金及び標準保険料の積算において、一般会計から繰り入れを受けてもなお、国保が負担する分について算入することとしています。この積算の仕方は現行制度と同じ考え方に立っており、一般会計から繰入金で保険料算定に影響を及ぼすことはありません。

次に、国保運営協議会において今後どのような議論がされるのかのご質問にお答えをいたします。

12月末に国から納付金等の算定に必要な医療給付費の推計に関する確定係数が提示される予定であり、この確定係数による算定結果が県より1月に示される予定となっており、その算定結果に基づき、当町において保険税率の算定を行うこととしています。

国保運営協議会では、これまで国保制度改革の概要等について情報提供してきたところですが、納付金の算定結果に基づき、保険税率を改正する場合には税率について意見を求めることとしております。

次に、低所得者への配慮はなされるのかのご質問にお答えをいたします。

保険税は被保険者の負担能力に応じて賦課される応能分と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分から構成されておりますが、低所得者対策として、世帯の所得が一定額以下の場合には応益分保険税の7割、5割、2割が軽減されています。

保険税軽減措置については、低所得者の保険料負担をさらに軽減する観点から、平成26年度に保険税の軽減判定所得の基準が見直され、5割軽減と2割軽減の対象世帯がそれぞれ拡大しました。また、軽減判定所得の基準について、ある特定年度の軽減対象被保険者が物価の動向等の影響により、その翌年度において同一所得水準にもかかわらず軽減対象被保険者から外れることがないように、必要な見直しを行ったところです。

低所得者対策に関しては、平成30年度以降においても保険税の算定は市町村が行うこととなりますので、これらの軽減措置についても引き続き行われることとなります。

次に、3番の空き家対策と移住定住化策についてのご質問であります。

平成28年度に行った空き家の調査結果はのご質問にお答えをいたします。

区長ヒアリング報告戸数が165戸、現地調査戸数が163戸、現地調査の結果、空き家として掲げられた戸数が152戸、居住ありが9戸、調査不可が2戸となっております。そのうち6戸が特定

空き家の可能性が高いとして挙げられております。

また、アンケート発送戸数が150戸、期限内の回収戸数が103戸、そのうち空き家であると回答した戸数が85戸となっております。

次に、空き家等対策計画の策定はのご質問にお答えをいたします。

平泉町空き家等対策協議会設置要綱に基づく協議会を組織し、その中で計画の作成について協議した上で、年度内の計画策定を目指しております。

計画を策定する趣旨といたしましては、特定空き家等に対する措置、対処に関する事項を重点として、特定空き家の判断基準や特定空き家等に対する措置の実施の流れを明示し、所有者等への助言指導を進めていくための体制を整備していくことを目的としております。

次に、空き家バンクの設置はのご質問にお答えをいたします。

昨年度実施した空き家実態調査の結果につきましては、さきの答弁のとおりとなりますが、空き家の今後利用についてのアンケート回答によりますと、賃貸住宅として貸したい、または建物を売却したいという意向の所有者がある程度いることが確認できました。この調査結果を受け、利活用できる空き家や空き地の流通促進を図るため、空き家バンクの設置に向け取り組んでまいりたいと考えております。

空き家の所有者の中には、維持管理に関する不安、周囲への影響等を心配する回答も見受けられたため、不動産業者等との連携により空き家の相談窓口を設置し、所有者からの理解と協力を得られるよう調整を図り、マッチング機能の強化に努めてまいります。

次に、町外からの移住者を増やす対策としての空き家活用策はのご質問にお答えをいたします。

定住化対策につきましては、町有地の宅地分譲を行い、昨年度は県外の方への宅地分譲が1件あったところでございます。遊休土地の利活用とともに、空き家バンクを設置し、町外からの移住者が増えていくよう、情報の発信に努めてまいります。

今般では田舎暮らしや古民家暮らしなど、趣味を生かしたスローライフが注目されておりますので、当町におきましても史跡や文化財、あるいは農業といった地域資源をいかし、移住したいと望まれる環境を整備する必要があると考えております。そのためには、平泉の魅力を広く発信し、観光を通じての地域交流により平泉のよさを知ってもらい、移住につながるよう方策を検討してまいります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

答弁ありがとうございます。それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず最初に、1点目の地域包括ケアシステムについてでございますが、平泉町として今取り組んでいるということは、非常に担当課、あるいは保健センターを中心に頑張っていて取り組んでおられるなということはいくわかってはいるわけなのですが、この2点目の質問の中に、アンケートをとりまして、これは保健推進委員さんが健診のときに各世帯を回りまして、とったアンケート

ートというふうに了解しております。65歳から74歳の方、そして75歳以上の方という人たちに回答をいただいているようでございます。質問の中に、その分析はどうでしょうかというふうに質問したのですけれども、その部分の回答が今答弁の中になかったように思います。

この分析結果は来年度からの高齢者福祉計画にももちろんいかされているとは思いますが、私もこの資料をいただきまして、中身をいろいろ見てみましたところ、非常におもしろいなというふうに思ったわけでございます。

それは、特に社会参加・社会貢献活動ということに住民がどういうふうに考えているかということは、今回新しい総合事業の中で、訪問型と施設型という形で住民主体のサービスができるかというところだと思うのですが、最初の1つについては、通所型サービスにつきましては、百歳体操ということで各地域で非常によく取り組まれていると思います。訪問型サービスBというところについて、これから行っていくために住民の意向を把握したというふうに捉えております。

この中に、ああおもしろいなと思ったのは、65歳から75歳までの中の、地域の行事とか趣味、町内会の活動に参加しているかということでは、半数以上の人たちがよく参加されているようですし、参加してよかったことの中に、地域社会に貢献できた、助け合えた、生活に充実感が出たというような回答が出ているわけですね。そこを額面どおりに受け取っていいのかなと思うところももちろんあるのですが、こういう前向きな結果が出ているので。

そして誰かに、65歳から74歳までの方で、誰かに手伝ってもらいたいことがありますかというのがあるのが13%と、そして、手伝えることは声がけ、話し相手、買い物、草取りとか、そういうことが挙げられていますし、ボランティアに参加したことがあるというのも40%近くいらっしゃいます。いろいろその他出ているわけなのですが、この人たちはやはり本当に地域の中で、そういう形で支援する側に回れる人たちだろうというふうに捉えていると思います。それから、75歳以上の方に聞いたところでは、手伝ってもらいたいことがありますかというのはいよいよ30%と、それぐらい上がっているわけですね。そして、通院の送迎、草取り、庭木の手入れ、買い物、雪かきとか、そういったところを望んでおられるようです。

こういう形で、たぶん前に行ったところでは、こういう内容については説明はされていると思いますが、これを単なる計画へのデータにするのではなくて、やはり本当に実際に地域でこういうことをみんなで考えて、このデータをもとに考えてもらうということも必要かと思うのですが、もちろん、この結果をどういうふうにお考えかということをお聞きいたします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

分析も議員のほうで今お話しされたとおりでございますけれども、いずれ65歳から74歳までは社会参加、社会貢献に関するアンケートということで、ボランティアとかそういう社会参加と、あとそれから困り事のアンケートも行いましたし、それから、75歳以上の方はお達者度チェックということで、こちらは困り事だけのアンケートなのですが、65歳から74歳の方については、先ほどおっしゃったとおり、ボランティアについて参加したいという方も3割以上おられま

すので、ここら辺は今後、議員おっしゃったサービスBもですけれども、サービスAというか、事業所での介護というか、通所型のサービスについても、今度はボランティアの方が参加できるようになりました。それについては、まだ今後具体的にどう進めるかは検討していく段階なのですけれども、ボランティアについては9月にその事業者、委託業者が決まりまして、10月ころにはそのボランティアの講習会も始まるということで、一関と今連携して対応することにしておりますし、さらに、あといきいき百歳体操のように、地域で住民主体で介護予防とか、そういうものやっけていく主体となる方もそちらに、このアンケートから、個人名を記入してありますので、本当に個人にご案内しながら、参加できるかできないか、できればやってほしいようなことを、地域でボランティアを増やしていくような方向で考えていきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

この結果をですね、たぶん町長からこの結果を受けた答弁をいただけるのかなと思ったので、ちょっと私としては不満だったなという答弁でございました。

それで、やはり最近の報道の中にもありますけれども、軽度介護については各自治体が結構苦労しているという、担い手の確保が難しいという報道もありました。今おっしゃるように、こういった人たちのマンパワーですね、それをいかにこれからうまくつないでいくかということ、もちろんその施設へのボランティアも含めまして、有償という形になると思いますので、その辺を考えていただければと思います。具体的にはこういった、個人名というふうにおっしゃってましたから、そのアンケートの中に個人名が入っている、その個人名を使った形で依頼をするような形になるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

まだ具体的にどのような声かけの仕方がいいのかは検討しておりませんが、いずれ今までもこういう形で、個人名でアンケートをとりまして、アンケートといいますか、チェックというか、とりまして、それをもとに個人の方に対して各種教室への参加なども呼びかけてきた経過がありますので、そういう経過をもとにして呼びかけ、どのような形がいいか検討していきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

困難を伴うとは思いますが、やはり通所型と、その2つですね、訪問型ということで、これからぜひともこういったところを、アンケート結果を参考にしながら取り組んでいただきたいと思っております。

そして、次に認知症高齢者ということで、最近地域の中でも本当に苦慮しているところが結構

あると思うのですけれども、生活支援コーディネーターという昨年度から配置された方に非常によく頑張っていたいただいていると思います。今後こういった形の職種といいますか、増やす考えはございますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

現在生活支援コーディネーターにつきましては、一関行政組合のほうから、町でも委嘱状を出しておりますけれども、そういう形で対応していただいておりますが、まだ東のほうでは十分に設置されていない状況もありますので、町としてはさらにいただければありがたいのですが、まずそういう全体、一関全体を考えながら町として対応していきたいと考えておりました。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

広域からの任命ということはわかっているのですが、平泉としてこの職種に関して非常に重要な役目ということで、平泉としてそういった役目をする人、マンパワーですね、特に私は必要だというふうに考えるので、そこは改めてそういった職種の人をぜひとも増やしていただくようお願い、考えていただきたいと思っておりますし、それから、今特に地域でというか、施設でもそうなのですが、専門職の不足がうたわれております。そして、平泉町としても財政支援という形で、介護職員の初任者研修ということも予算化、一度はしたかと思うのですが、その結果、今年度の中の成果の中に使われたのか、その結果をお聞きしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

初任者研修への助成ということで、昨年予算化いたしました、なかなか新たな人材というのがやはり確保が難しいということもありまして、使われていないのが現状でした。

ことは、ことしも予算化しております、新たな福祉施設として「いこいの結」もできておりますので、そこら辺にPRしながらこれを活用をしていくよう今対応しているところです。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

こういった補助制度は、やはり使われることが前提だと思います。なので、その効果といいますか、そのためにやはり働きかけといいますか、方策をやっぴりきちんと考えていただくということが大事だと思いますので、毎年、ことしも使われなかったということにならないように、長い目で見た人材育成に取り組んでいただきたいと思っております。

最後ですが、第7期介護保険事業計画との整合性を図りながら、平泉町は第7期高齢者福祉計画を作成していくことになるわけなのですけれども、こういったことを踏まえながら、その高齢者福祉計画を何を柱に持つていくのかということについて、ぜひ町長のお考えを聞きたいと思うのですが。

新聞報道の中に、総合事業は軽度者の多様な生活ニーズに対応するために支援の選択肢を増やしていくことであって、地域づくりと言ってもいいと、そして、これは時間がかかるのは当然で、評価するにはまだ早いのではないかと、担い手がないという意見をよく聞きますが、本当にそうですかと。例えば、昔から住民が集まって体操教室やっていると、隠れた地域資源を発掘できていない自治体も多いのではないかと、上から住民に働きかけるのではなく、住民同士で地域の将来の姿を話し合うことが大事なのではないかという、そういう意見も出されています。それは、今平泉で取り組んでいる百歳体操なんかについても、本当にそこに、うちで個々にやるのではなく、やっぱり人が集まる、その場に出ていくということが、私は地域づくり、そして町内で取り組んでいるいろんな買い物支援とか、そういったところも総合して考えると、やっぱり地域づくりということになっていくのではないかなと思うのですが、その7期という高齢者のこういった新しい計画を立てるにあたっての柱を、町長に示していただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

まさしく升沢議員がおっしゃったとおりであります。同感であります。まさに地域づくりであります。

そういった中で、先ほど課長の答弁の中でも、先日のアンケートに対してのご質問の中でちょっと不満を感じたところがあったように先ほどお伺いしたところですが、こないだのアンケートで、当然アンケートですから率直に書いていただく、それを町は当然、きちっと把握することも当然であります。しかし、今回学習会を行ったときに、それは町だけの資料ではなく我々区長にも、地域の実情を我々も知りたい、ですから、よその行政区のことはあれですから、自分の行政区だけでもぜひ周知をというか、区長にはお願いしたいというお話もしていただきました。

まさしく町としても、そのときは区長会、そして各行政区の民生児童委員さんにもご出席をいただいておりますので、当然そのアンケート調査をやっぱり皆さんで見、そしてうちの地域ではこういうことが望まれている人が多いのだなということとか、実はあまり人数はいないのだけれども、ああ、こういうことを希望している方もいるし、あまりそういうことを希望していない方もいるとか、いろいろあると思います。ですから、そういった意味で、多いからやる、少ないからやらないということではなく、まず自分たちの地域を自分たちで知ることが、今回のアンケートとそして資料は、そういった意味では大変重要なことだと思います。

それを地域の人たちが、今後ボランティアに、もう既に参加していただいている、そういう行政区等々もありますけれども、そして地域で今、自分たちの地域は何が必要かということ、まずそういった部分を議論していただく。そして町もその中に入って行って、それに、以前も議員の

質問に答弁した経過がありますが、やはり全地域が同じようにということにはならないと思います。そういった意味では、自分の地域ではこれがやはり今後地域として支え合いながらやっていかななくてはならないのだなということ、地域地域がそれを考えていただく。もちろん支援コーディネーターも中に一緒に入っていただいて、その施策を講じていく。まさに平泉型のそういう7期に向けて進めていきたいというふうに思っております。

そういった意味では、今進められている地域のことも参考にさせていただきます。それはその学習会でも3つの行政区の取り組みですね、3区、12区、そして14区の現在行われている取り組み等も学習会で出していただきながら、そこで皆さんで学習会をさせていただきました。そのときに、いやいや、とてもうちのほうではなかなかできないなという方もありました。しかし、やはりできないからやらないということではなく、やっぱりできることからむしろ、手をかけることによって、やはり地域貢献をしたい、先ほどのアンケートにもあったように、やっぱり3割ぐらいの方々はまだまだ地域貢献、64歳までの方々のアンケートにも十分あるわけですから、その貢献の仕方をやっぱり自分たちとか地域で、町と一緒に考えて出していくという、そういう部分はやっぱり必要だというふうに思っております。

そういった中で、支援コーディネーターが平泉に配置されておりますが、広域行政組合でもやはりこの必要性というのは、平泉に配置していただいた、2年目になるわけですけれども、その活用、その状況はやっぱり広域行政組合にもきちっと伝えながら、さらにやっぱりそれを活用というか、地域と一体になって今進めている状態も報告しながら、さらに増員していただくような要望は、要望というか実現はしてまいりたいと思いますので、行政組合の議員の方々にも積極的にご支援を賜りますことをお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

そのとおりだと思いますので、ぜひともこのアンケート結果を見ながら、ああ、平泉もなかなか捨てたものではないと、まだまだ余力があるなと思いつつ、次につないでいけたらいいなと思いつつ、今の町長の話聞いておりました。

それでは、次に移ります。

国保税のことについてでございます。

6月にも説明がございまして、最近、新聞報道の中に、自治体の35%は来年から保険料が上がるというふうな予測も出ております。

それで、平泉の場合は先ほどの監査結果の中にもありましたけれども、収納率は非常に高いと。そして、これから率を12月、そして1月に各自治体に示されるようではあります、その中で、所得について、所得割、それから均等割と、そういった形で率がこれから出てくるわけですけれども、その中で平泉のように医療費が低額、それから所得が比較的低いというところは、今までは低い算定がとれたのではないかと思うのですが、今後将来的には全県を統一するような保険税

になるというふうに言われておりますので、そのところが、まだはっきりはしていないでしょうけれども、それを各地域の運営協議会の意見を求めた中で県のほうがそれを算定していくということになれば、やはり平泉も今後どういうふうな形で取り組んでいくかということが非常に大事になってくるのではないかなと思うので、そこについて、見通しといたしますか、そこを伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

平成30年度からの制度改正ということで、現在、県とともに試算などを行いながら見通しについて今やっているところでございますが、今後、たぶん今月の下旬ぐらいに第3回目の試算結果が県の運営協議会のほうに示されるということでございます。

これは第2回目と違う点、前回6月に出した資料と違う点につきましては、国からの財政支援、全体で1,700億なのですが、そのうちの1,200億ぐらいを入れるという前提で財政支援を受けるということも含めて試算したものが今度出る形になると思います。

ただ、もともになる医療費でございますが、一番直近は平成28年度の実績でございます。それで、平成30年度のいわゆる事業費納付金を算定するもともになるのはそれではなくて、さらに直近のといえますか、平成29年度の途中までの実績を踏まえて見込みを出して、さらに平成30年度を推計するというふうな、そういうふうな形になっていきますので、その一番ベースになる医療費が今後またどのようになっていくかというのも一つあると思います。

ということで、医療費は平成27年度と平成28年度を見る限りではそれほど変わっておりません。ただ、これも被保険者が減っている中でございますので、逆に言えば1人当たりの医療費は上がっているというふうにもあります。それから、今年度の3月からの診療分から今年度分でございますが、見ておりますが、ちょっと例年と比較して高目に来ておりますので、この辺の数字が今後どのようになっていくかというふうなものもあります。その全県的な積み上げで全体の数字を出していくというふうなことです。だから、医療費についてが動向がどのようになっていくか、推計にはまだ必要な部分がございますので、その辺の動きが一つあります。

それから、保険料の統一につきましては、一応県の方針とすれば、当面は、とても高いところ低いところで医療費水準が随分違うということがあられるようですので、統一はすぐにはできないだろうということで、当面はそれぞれが県から示された事業費納付金を見て、標準保険料を見て、それぞれが算定していくというところらへんは、そういうふうな方針を持っております。ということで、そういったような中身でそれぞれが、具体的には来年の係数が確定された後、それぞれの市町村で、どのくらい間に合うか間に合わないかを現行制度と比較して計算をしていって、必要であれば税率改正を要する場合もあるし、そうでなく、うまく現行の中でおさまるか、その辺は実際来年になってみないとなかなか、今判断するというのはちょっと難しい状況にあります。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。



7 番（升沢博子君）

平泉の場合、その算定方法について、県内、方式、所得割、均等割、平等割という3方式と、それに資産割を加えた4方式とがあると思うのですが、ちょっと聞くところは、なかなか平泉の場合不平等ではないかという、そういう声も聞こえてくるのは、資産ということを算定していないと。それぞれの町内の資産だけでなく、いろんなところに資産を持っている人たちのところを考慮していないのではないかというような声も、さまざまな考え方があってはいるのですが、そういう声についてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

国民健康保険税の資産割額につきましては、応能原則における所得割額を補完する役割を持たせるために設けられたもので、特に農村、漁村等町村部においてその必要性が認められております。県内でも33市町村中23市町村が4方式での賦課方法を採用しております。

国保税の賦課方式につきましては、地方税法に規定された方法の中から地域の状況に応じて市町村ごとに規定してまいりました。

当町では、所得の低い加入者の税負担に考慮しながら、将来にわたり持続可能で安定した国民健康保険の運営を行っていくため、所得割額、資産割額、平等割額、均等割額をあわせて課税する4方式が適していると考えて採用してきております。ただし、今後先ほどもお話ありましたが、平成30年度より国保制度の改正が実施されることとなりますので、このこととあわせまして、賦課方式や税率につきましては引き続き協議してまいりたいと思います。

また、町外に所有する資産の関係につきましては、被保険者が他の市町村に固定資産を所有している場合につきましては、当該固定資産に係る固定資産税は除外して算定するものとされているということで、昭和35年10月4日に、これは実例といたしまして現総務省のほうから通達があったものでございますので、これは問題ないということになってございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

その辺のところ、詳しく算定してみないとわからないというところもあるのかもしれませんが、今制度が大きく変わるときでもありますので、そういったところをきちんと検討していただければというふうに考えております。

そして今回、国からの、さっき町民福祉課長のお話にもありましたように、当初の説明よりも国は上乗せをする、それをしなければたぶん間に合わないだろうという試算なのだと思いますが、それでも各自治体によっては不足する部分が出てきた場合に、基金の活用という、財政安定化基金ということもあり得るといって、それは各自治体に貸し付けという形になるということも示されていますが、平泉の場合はそういうことを想定しなくても十分やっていけるのかどう

か、そこをお聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

県から示された事業費納付金をもとに、あるいは標準保険料を参考にしながら、各市町村が税率について算定をしていくということになります。それらを行ってもなおかつ不足する場合というのはあるかもしれません。そういった場合に、議員おっしゃるとおり、財政安定化基金の貸し付けというのがあります。

ただ、これはあくまでも貸し付けでございますので、返さなくてはならないということで、次年度以降、その分も含めて賦課、いわゆるその辺も含めてまた算定していくということになりますので、いずれこちらとすれば、そういうものを活用しなくてもできるような形になればいいなというふうには思っておりますが、今の段階では何とも、ちょっとどのようになるか、まだまだ不確定要素が大きいというふうなところが現実でございます。

それで、もう一つは、そういう県からの貸し付けもさることながら、財政調整基金、現在3,000万持っております。これらも活用できる財源でございますので、ただ、それを入れてもなおかつということもあり得ますので、今までは医療給付費の大体3カ年ぐらいの5%というふうな目途で、3,000万ぐらいということで積み立てはしてまいりましたが、今後は算定の仕方が全く変わりますので、そこら辺の財政調整基金、町が持っている分もある程度の保有は必要かなというふうには思っております。

それで、その目安については現在国のほうで検討しているやにも聞いておりますので、そのうち方針が出てくるのかなというふうに思いますが、いずれそういったような、ある程度の基金も保有しながら、例えば上げる場合でも急激な上昇を抑制していく、あるいはそういった基金を活用しながら当面現行税率でいけるのであればいくというふうな、ある程度の選択肢を持ちながらやっていければなというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

示された中に激変緩和という措置もとりながら、極力急激な上昇をさせないようにとは言っておりますが、先ほどの基金の関係も、そこも国が口を出すような形になる可能性もあるということですか。基金に関して。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

それは町が持っている財政調整基金ということでよろしいですね。

これまでは保険給付費のおよそ5%ぐらいということで、こちらの財政規模であれば3,000万ぐらいかなというふうなことで、まず目標までは積みました。それで、今後については、それら

の目安、5%といった目安も少し変えてくるような予定もあるようです。ということで、どのようになるか、どの程度のものを示すかわかりませんが、いずれ国のほうでは検討しているといったようなことは聞いております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

空き家対策ということで、先ほど答弁の中にありまして、6件の特定空き家という形のものがあると。今後その特定空き家に指定されたところの対処といいますか、どういう方法をとっていか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

先ほど町長が答弁しました6件につきましては、特定空き家の可能性が高いということでございまして、特定空き家に指定するためには、空き家対策協議会で策定しました基準等によりまして、それを特定していくという作業になります。その特定するための基準をつくることを今年度やっていこうというところで進めるものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

今から計画をつくっていくわけですね。県内、今のところその計画を立てているのがまだ20%ぐらいしかいってなかったと思いますが、平成29年度中に策定しますというところは、たぶん50%超えるぐらいまでいくのかなというふうに見ておりました。

その中で、きちんと協議会の中でそういった調査、勧告とかそういうこともしていくためのこれから対策をとるといふ、特定空き家に指定するかどうかというのはこれからということですね。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

空き家等対策計画を策定しまして、その中で定義づけをしていきますので、その計画によりまして特定空き家を定めるということになります。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

それでは、最近ちょっといろんな情報を見ながら、ところなのですが、その中で金融機関を利用した覚書を取り交わしている市町村もあると。解体ローンという形で、住田町、県内11カ所ぐらいの自治体が、その空き家を解体するための金融機関とそういった覚書を交わすというような

自治体も出てきているようです。

そういった形で、各民間のそういう金融機関と手を結ぶということも必要なのではないかなと思いますし、それから利活用、今リノベーションという形で、町並み自体もいろんな業者、宅建業者とか不動産業者とか、そういった人たちにしっかりかかわっていただいて、そういった空き家を介護施設というようなところに改装とか、そういったところもいろいろあるようなのですが、今回空き家バンクもつくるということですが、その中にそういう宅地建物取引業者ですか、宅建業者とか、そういったところとの協議といたしますか、そこもどういうふうに考えているのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

空き家対策につきましては、議員おっしゃるとおり、解体等に関しましても民間の方々と協力しながらやっておるところがあるようでございます。それで、いずれにしても、これら不動産を役場では紹介等なかなかできませんので、やはり宅建業者とかそういう方々を入れた形で進めていくのがいいのだろうというふうに思っております。

ただ、この空き家バンクにつきましては、数年前にも議論した経過がございまして、やはりそのときでも一つあったこととありますが、貸したいという方であっても、やはり中が掃除されていないとか、中が使える状況であってもすぐには貸せるようにはなっていないということですので、そこに対してワンクッション何らかの助成制度なりを検討していく必要があるかと思っておりますので、その辺につきましては昨年度のこの調査結果を見ながら、今年度検討できればというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

今ちょっと資料があれだったのですが、いわぎん空き家活用解体ローンという、そういった形で覚書を交わして、標準の金利から0.5%引き下げるといような、そういった契約を交わしているという市町村も結構最近出てきているようです。やはりそういった形で、住田町をはじめ、花巻、北上、金ケ崎とか、そういったところはこういったのを利用しながら次につないでいくという、町並み自体を考えていくということが、これから問われてくるのではないかなと思いますし、そしてやはり、まだまだこれから空き家に対しての管理といたしますか、そういったところは自治体独自ではもちろんできるわけではないと思いますけれども、いずれ全国で820万戸と言われている空き家について、それをそういった宅建関係、宅建業者あるいは不動産とかそういった形のところとの、やっぱり自治体を中心となって協議しながら考えていくという時代になっているということを、よく最近耳にするようになりましたので、やはりこれは自治体の責任として今後取り組むべきことではないのかなと思いますので、ぜひそれは考えていただきたいと思います。

以上、大きな3つについて質問いたしました。これで私の質問を終わります。

議 長（佐藤孝悟君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

---

議 長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全部終了しました。

なお、次の本会議は明日 7 日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時08分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 三枚山 光 裕

同 真 籠 光 幸